

# 日米両政府は“沖縄の意志”を認め、それに従え！

# プロレタリア通信

第49号  
2010年3月1日  
定価100円  
豊島区西池袋  
2-38-6  
第一後藤ビル4F  
豊島文化社  
TEL・FAX  
3981-2887

今号の内容

沖縄  
安保  
反帝・反グ  
ローバリズ  
ム  
左翼再編  
農業  
医療観察法  
入管

## ■普天間基地の即時無条件閉鎖！

## ■辺野古新基地建設絶対反対！

## ■国外（一域外）移設を！

### 沖縄の闘いに応える ヤマト人民の巨万の 大衆行動を！

昨年11/8二万人集会から一気に全県的な盛り上がりとなった沖縄民衆の闘いは、今年1/24名護市長選勝利、そして2/24県議会での全会一致での決議と、いよいよもって「普天間基地即時無条件閉鎖・撤去、辺野古新基地建設反対、国外（一域外）移設を」を、沖縄全体の意志として表明している。

この沖縄の意志を、日米両政府に無条件に「沖縄の意志」として認めさせ、それに従わせること、そのためにヤマト人民の巨万の大衆行動をもって政府に迫ることが、今求められている。鳩山政権の「五月決着」という時期が

迫り、キャンペーン陸上移設案が囁かれるなど、予断を許さない情勢を迎えているだけに尚更である。

昨年12/15都内の清陵会館での集会が主催者の予測をはるかに上回る超満員の熱気で開催され、年開けた1/30、日比谷野音を溢れ出る一万人近い大集会と漸く動き出したヤマト人民の行動は、今四、五月の巨万の大衆行動に向かって、戦線の拡大と徹底した組織化が問われている。“沖縄の意志”をしつかりと受け止め、行動でもってその支持を示すべきはまずもってヤマト人民自身の課題である。

戦後長きにわたる米軍と基地による重圧と軛がどれだけ沖縄民衆の生活を根こそぎ蹂躪してきたかはもう語るまでもない。

そしてヤマトー日本政府が沖縄民衆の意志を踏みにじり、あるいは米軍に寄り添い、手助けし、あるいは沖縄を自己に付属させて、様々な「アメとムチ」をもって沖縄を切り刻んできたことも指弾に尽きることはない。それは薩摩の琉球侵略及び日本近代国家の成立の時から歴史転換の節目に繰り返されてきた「琉球処分」の上に積み重ねられた新たなページであった。

そして沖縄民衆の闘いも絶えることなく続いていた。二重の軛からの解

放し沖縄の主体回復（自決・自己決定）と自立に向かつて。

この歴史を振り返る時、「普天間基地の即時無条件閉鎖！辺野古新基地建設NO！国外（一域外）移設を！」という“沖縄の意志”は無条件に認められねばならず、徹底して擁護されねばならない。日米両政府をしてそれに従わせることが日米関係全体の出発点に据えられねばならない。

主体回復した沖縄II自由で自立した沖縄、それはこれからの東アジア全体を考える上での要点であり、「東アジア共同体」もこれなしには新たな抑圧体制の新装版でしかない。

だから民主主義連立政権の日米関係と東アジアをめぐる対外政策の全体性格の運命が、現下の普天間基地問題への対応にかかっていると云っても過言ではない。それ故、この闘いの発展の中から新たな安保闘争への展望が拓けてくる。新たな安保闘争は、沖縄、日韓、日朝、そして中国の動向、これらの絡み合いの中で日米関係をどう根本的改変するか、言い換えれば日本人民がどのような東アジアの一翼を担うべく生き、闘っていくのかを問うものとなる。この展望を掴み取っていかねばならない。

我々は当面する沖縄反基地闘争の勝利のために、最大限の広い共闘、広い戦線をつくり、またその志向を支持しつつ、その中で、この闘いの深い歴史的意義とこの闘いが内包する真の意味を明らかにし、そしてそれを沖縄自決II自立解放と新たな安保闘争への展望へと結びつけていくべく、努力していかねばならない。大奮闘が求められている。

（文責 相模 潤）

# 帝国主義の根底からの揺らぎ(グローバリズム・新自由主義・大不況・米帝の後退)のもと 沖縄基地撤去・安保破棄—労働・生活・社会 変革の闘いと、左翼の再編・再構築をかちと ろう！

旭 凡太郎

百年に一度というより、二つの世界大戦と一九二九年恐慌、ならびにロシア・中国革命という二〇世紀前半の激動以来の、出口の見えない危機と激動の時代の始まりである。

戦後の数十年にわたるフォード主義的大量生産ならびに大量消費とそのもとの労働過程、ならびにケインズ主義、ならびに協調型労働運動、といった構造と循環のもとの高成長と蓄積（それは冷戦下での米帝の経済・軍事的覇権によつて維持されてきたのだったが）の未曾有の一大停滞の時代である。

（一九九九年恐慌時点では、戦時経済を経ての戦後のフォード・ケインズ主義的産業・労働・消費支配への展開の想定がまだあり得た、と今だから的には言える。）

それらはこの間進められてきたグローバリズム・新自由主義の結果でもあり、さらにグローバリズム・新自由主義による労働、生活をめぐる災禍をさらに加速してゆくものといえる。

運動と  
全社会的政治的対決

この間日本における非正規労働拡大、失業増大、生活

とその再生産条件の著しい劣化とこれとの闘いということが一方にあり、他方沖縄・普天間基地の辺野古移転反対、県外撤去からさらに基地撤去・安保廃棄への沖縄住民を先頭にした闘いのうねりがあった。

それは〇八年末から〇九年初頭の年越し派遣村の衝撃とともに、自民党政権崩壊の大波をつくり出してきた。

それらは一面では反戦・反安保・反改憲闘争や、失業・野宿・貧困・非正規労働との闘いや、労働争議や、移住労働者の権利や、反差別や、農業問題等をめぐる各現場での運動や抵抗を基礎とし反映している。

しかし他方各個別運動では解決できない、全社会的な政治的・国際的対決（反戦・国際的連帯の方向や、産業・投資や、雇用・労働編成・管理や、賃金とその体系や、「福祉」の方向や、農業、諸階層の権利等）を全人民的課題としても統合しつつブルジョアジーと対決してゆくことのはじまりでもある。

（社会主義なり、労働者管理の直接的課題はそうした攻防の帰結としてもあるわけである）

そしてたとえば社会的経済的危機・貧窮の深まりと民主体制の無力さの露呈が、一方で右派・排外主義・権力主義の台頭を加速させることなかで、こうしたこととの対決といったことを意味する。

そしてこうした各運動現場の発展を押し進めつつ、これらを全社会的・政治的・国際主義的対決としても交差・展開してゆくことをわれわれは課題としている。（こうした運動の一環としては、一部自治体末端、議会勢力をまきこむこともあ

労働・生活・社会と管理・参加

そして派遣村以降、失業や、野宿労働者化をとうして生活保護申請、受給は急増した。実際、失業・派遣切り即住宅・生活のすべてを失うという現実があったのだ。それと共に、運動面からは旧来型の「生活保護よりもまず職を」といったことからの転換、すなわち生活保障それ自体を権利として闘いとするということ、同時にそれを労働や管理や公

共生活への参加を保障してゆくものとして闘いするのだといふこと、また当事者をふ

くめて運動、組織、労働者人民による自己決定力を創りだしてゆくのだ、といったことも確認されていたのである。

もちろんそれらは財政問題を含んでおり、「大きな政府」は当然否定されるべきではないが、しかし地方自治体への「蚕食」をふくめて住民自身の自己決定力ということが基本にあるわけである。（反失業、障害者、農民運動が闘いとしてい

そしてこの間「派遣村」はむしろローカル化したところは大したし、炊き出し、夜回りはいたるどころ拡大した。そして非正規労働は日本の労働制度、これをめぐる運動の核心的問題となり、争議も諸ユニオンも反貧困ネットもひろがり、また既存組合の課題となった。そして官製ワーキングプア等、官公労や、自治労等の課題ともなっていた。その「均等待遇」要求はまさに普遍化したのである。（しなくてはならない）。

そして沖縄問題と共に、「派遣法の抜本的改正」は一〇・二九集会（2500名）と続き、民主党政権の試金石となっていたのであった。

同時にこの間新自由主義的

支配のはしりであった国鉄民営化にともなう1047名首きりの解決（雇用や年金）へむけて闘いは頑強に持続し（10・25団結祭りは盛況となった）、京品ホテル等争議は持続拡大してきた。

あるいは旧三井三池や労（現場協議制）に引き続き、関西生コン（労働者主導協同組合）等の労働者統制・産業政策型労働運動は、雇用保障から投資規制といった領域を広げてきた。（このこと）

よって今後の労働運動―労働過程、労働市場の規制や統制を基礎にして、多国籍化・金融化そのものへの規制といった領域への課題といったことをも提起してきたのであった。（）

もちろんそれらは非正規滞在者をふくむ移住労働者の権利保障（日本における外国人登録者は約二一〇万人、非正規滞在者は約二〇〇二万人）をめぐるといったことでも問題となってきた。

フランスでは7%をこえ、その権利問題は最大の政治問題となっている。（二〇〇五年一月のアラブやアフリカ系の第二市民扱いに対する暴動に現れた）日本でも一方でのブラジル

人労働者への大量解雇、入管法改悪、さらには在特会からする排外主義的攻撃があるし、移住労働者からの反撃や運動や組織がある。（そして今年七月の入管法改悪では非正規滞在者の登録外しがあり、これまで非正規滞在者でも自治体への登録ができなくなり、民主党政権を見こしての難民申請者のかげ込み的強制収容・強制送還が続いている、等の攻防が続いている）

こうしたグローバルイズム・新自由主義の災厄は全社会の隅々にまで及んできたのである。そして応能負担を強いてきた障害者自立支援法の撤廃の必要はもう明らかである。が、学校、就業、地域生活をめぐる分離（排除）そのものと闘い、「共に」を具体化してきた障害者運動（そこでは法定義務で雇用されている障害者の運動への試み等もあるのだが）や、介護保険下での劣悪な労働条件下での介護労働の改革運動等、といったことこそが問題となってきたわけである。

そしてこうした非正規労働化や格差社会化は、自民党政権崩壊の基礎となったわけだが、しかし直接的な小選挙区（参議院の場合には一

人区）の敗北では、農民や地方の自民党からの離反が決定的だった。WTO米の自由化以来加速した米価下落（一万二〇〇〇円）、財界発「農業お荷物論」、農地法改正等をとうして農村は荒廃されてきた。

それは二〇〇七年参議院戦での自民党大敗北、なかななく一人区での大敗北（「姫の虎退治」と話題になった）において顕在化したのであった。食管法をとうした米価維持と農閑期の公共事業・土建といったことを柱とした農民の生活条件の削ぎ落としがある。それにもかかわらずそれを修正も補完もしない、まさに財界・多国籍企業のむきだし利害の代弁としての自民党といったことが農民層の決定的離反を加速したわけである。

それは一九九四年の「農民連合」はじめ、WTOに対する農民の闘いや呼びかけや活動を上まわる、一挙的な自然発生的なうねりだったわけである。その呼び水となった「所得補償」が、本来的な課題である自給率拡大、労働者をふくんでの労働―生活様式の変革（脱高度成長化や自然エネルギー化から、文

化や管理や科学や、農業をふくむ労働における固定化された分業の止揚、ならびに各人の自立）を目的とするわけではない。が、しかし別物ではない。「福祉国家戦略」の問題点

このようにしてこの間、日本において建前としてであれ存在してきた企業内の年功賃金や終身雇用や社内教育や福利といったことも崩れた。（非正規労働や成果主義や大量失業等）その結果日本における社会保障すなわち再生産や福祉（住宅、医療、教育、失業保険、最低賃金、生活保護等）の脆弱性といったことに直面し、課題としてきたのであった。とはいえ、このことは理念化された同一（価値）労働同一賃金と組みあわさっての福祉国家戦略（たとえば「労働力再生産過程へ国家が介入し、全てを支える。最低賃金と社会保険（年金や失業や疾病）と生活保護の三層レベルで年功型労働者にも受容される」木下武男「労働情報」09・9・15）といったことを意味するものではない。（註）

こうした見解は、

日本はいわゆる福祉国家ならぬ開発国家ならびに企業社会であった、という見解（渡辺治）と連なっているわけである。しかし一つには、それらは制度的・結果的に正しい一面をもつとしても、雇用や労働過程をふくむ、差別・排除の現実・構造との闘い（障害者、野宿労働者等）とどうからむかを問題とする必要がある。

同じくヨーロッパでは実現されたとされる、企業規模別格差にもかかわらずの同一価値労働・同一賃金はもちろん正しく目標の一つではある。が、しかしそれらは同じく全体的社会的な労働運動の発展（賃金ならびに雇用や、労働の指揮・管理や、労働力編成とそれらをめぐる運動や、そこでの均等待遇要求や、それらをふくむ諸労働者統制）と相互連帯や、力関係の結果という面がある。いわば労働過程、労働力再生産過程への労働者人民の全体的力関係の一環として、福祉や賃金形態等があるともいえる。

そしてヨーロッパにおいては、こうした同一価値労働同一賃金なり、福祉なり自身が新自由主義・社会自由主義によって衰退し、非正

規労働・不安定雇用・移住労働者の排除・差別が不可逆的に拡大しているとき（日本ほどではないが）、そうした労働組合運動なり福祉なりも、労働運動や社会運動の理念・連帯あるいは戦略の一環として考えていく必要があるということである。

こうして日本資本主義・帝国主義の労働支配構造が危機に陥っているとすれば、他方もう一つの柱である安保・日米同盟が沖繩問題を軸に根底から揺らぎはじめた。すなわち日米安保条約は、米帝を中心とした帝国主義諸国の侵略反革命体制として（対ソ連、中国、ならびに民族解放闘争をふくむ対国際階級闘争をおさえつつ勢力圏を維持する）あるのであり、冷戦体制の一環として一九五一年にはじまり、一九六〇年改定された。その上で、a同時に日米の経済的同盟、いわば緊密な貿易、投資、信用にかかわる同盟という性格がある。とりわけ日本からすればアメリカ市場は最大の市場であ

る。

り続けた。その対米黒字ゆえにそれは米国債にむいたのみならず、その後思いやり予算という在留米軍への「経済援助」といういわば特異な形を続けることになった。

(しかしアメリカ市場の相対的地位低下とアジア・中国市場の地位の増大ということが底流を構成してきた。)

多国籍化する日本資本主義、帝国主義の、独自のアジア勢力圏構築と、それが直面するであろう諸紛争、反乱、階級闘争にたいする権益防衛と、その日本単独では困難ゆえの日米軍事同盟。

それは一方では「アジア」にとどまらないいわゆる海上航路防衛から、イラク、アフガン、ソマリア派兵へと拡大しつつも、他方では集団自衛、海外軍事行動が公認されていないという制約はあるわけである。

こうしたなかで、一方では自民党をして改憲路線へと走らせ、又思いやり予算や基地提供・厚遇や、「日米不平等」へと走らせてきたのだった。

がアジア工業化に内在する、多国籍企業や支配層相互同盟や勢力圏にとどまらないアジア人民連帯という問題がある。

それを含めての「駐留な

き安保」ならぬ「安保そのものの廃棄」にともなうアジア国際関係、日本人民の位置、全人民武装、ということが浮上してきた。

しかし既存安保そのものの前提としての、沖縄処分、アジア戦争責任の未完、天皇制の残存ということがあるわけである。

なかななく人口一億二千万の沖縄に、日本の全基地の4分の3が集中し、沖縄面積の1割を占めているという問題がある。

明治の琉球処分、そして沖縄戦に引き続いての米軍沖縄占領と復帰後続いた基地存続は、まさに日米安保が日本帝国主義の四〇〇年前から続く沖縄従属関係の上に存立し、その上に日帝復活・日米同盟をなし遂げてきたのだ、という問題である。

今日の安保の根底的動揺なるもの、がまずもってこの沖縄人民からする基地への拒否であるとすれば、それは沖縄人民の自決権の行使でもある。

そしてそれが冷戦の終わりと、中南米反米地帯化と、ヨーロッパ市民の衰退と、そして中国台頭や米国衰退等、といった国際関係のなかでの「安保見直し」というパンドラの箱をこじあけつ

つあるのだ。

それはもちろん反帝・反グローバリズム、反新自由主義運動による地球規模での転換・世界革命とその一環としての日本帝国主義打倒ということの一環を意味するのだが。

反グローバリズム運動と世界的政治基盤の分解

その多国籍企業化・グローバル化・新自由主義は、戦後のフォードシステム・高度蓄積の終焉と再分割戦の激化のなかから展開し、ソ連崩壊を経て加速化した。

そして一面では帝国主義諸国の過剰生産、過剰競争と金融・投機化を加速し、一面では一部旧第三世界、旧国家社会主義国を工業化し、また労働者の不安定化や格差を拡大してきた。(それは同時にアメリカの金融・軍事・消費への特化と、ドルや国内市場の開放を支えた産業基盤の衰退をも意味した)

こうしたなかでアメリカ帝国家主義の足下であり、かつ新自由主義の実験場であったアメリカ大陸、なかななく中南米における反米、反新自由主義地帯化が進んだ。

EU・ヨーロッパ帝国主義の支柱であった「ヨーロッパ型社会民主主義」の柱であるド

イツ市民の分解や、フランスにおける大衆的規模での左派勢力である反資本主義義党の成立等があつて、ヨーロッパ政治基盤の変動が進んだ。

c 日米帝国主義、なかななく日本帝国主義の「勢力圏化」の構想対象としてあつたアジアにおける中国工業化とそれにともなつての「新左派」等批判勢力の台頭が進んできた。

(そうした中で、日本の対米輸出は二〇〇八年17・6%にまで低下したし他方、東アジアは46・8%へと拡大したのであつた(中国は16%)。そうしたなか市場問題からするアメリカ覇権は沈没してき

た) 等のかたちでの帝国主義支配構造の基盤の動揺もまた進んできた。

もちろんそのなかにはアメリカ労働運動の戦闘化と二〇〇五年AFLECIOの分裂といった迂余曲折があるのだが。

中南米の反米・非米・反新自由主義地帯化

中南米においては、一九九九年ベネズエラ・チャベス政権を皮きりに、二〇〇三年ブラジルのルーラ政

権、アルゼンチンのペロン党左派政権、二〇〇五年ウルグアイ、二〇〇六年チリの社会党、ボリビアの先住民大統領、ペルーのガルシア政権、エクアドルの反米左派政権、ニカラガのオルテガ元大統領等、メキシコ、コロンビアを除いて反米・非米「左派政権」一色となつたのだつた。メキシコでもアメリカとの自由貿易協定を批判する勢力が大接戦を演じた。

それらは直接には一九八〇年代、九〇年代の新自由主義のもとあつた災厄への反動であつた。

一九八〇年代の累積債務とその返済困難・不履行とインフレのなか、IMF・世銀・アメリカの圧力のもとで多国籍企業、大土地所有者による労働者、農民への攻勢が展開された。すなわち貿易自由化、外国資本の直接投資をとうしてのラテンアメリカの市場の世界経済への開放、規律ある財政と均衡予算、民営化、規制緩和、自由化が進んだ。

(それは一九七三年のチリのアジエンデ社会主義政権へのCIA・多国籍企業の後押しによる、クーデタに代表される親米軍事政権化と軌を一にしてきた)

そこではインフレは終息したが、伝統的な極端な格差

や、大土地所有や、外国資本支配はむしろ拡大したのであつた。輸出むけ大農場による小作農放逐・臨時労働者化や、土地なし農民の増大や、都市移住とスラム化や、インフォーマル層が拡大した。

そしてアルゼンチンに極端化された民営化によるリストラや企業倒産や工場閉鎖や、失業や、貧困が進行した。

また多国籍企業支配は拡大したし、「水の民営化」(多国籍資本支配)まで進

行した。そしてこの間、軍政の民政移管が進み、その選挙過程で一九九〇年代末、二〇〇〇年代にかけて反米あるいは非米・「左派政権化」が進んだわけである。

とはいえ実体的に、社会経済的ならびに国際関係(貿易、投資)に大きく手をつけているのはベネズエラ(社会主義、ボリバル革命を掲げた。そして価格や為替統制や、企業への統制・解雇禁止など)や、外貨統制・資本逃避対策等

や、石油その他電力と通信ならびに石炭と製鉄、セメント等の国有化・再国有化や、大規模な公共的投資・低所得層むけ住宅や医療や教育や、米州自由

が、伝統的な極端な格差

貿易地域構想への反対とキューバとの交流・交易を進めていくのである。

それと、せいぜいボリビア（天然ガスと石油の国有化や、民営化企業の再国有化や、米州自由貿易協定の拒否や、土地改革や（対立激化中）、民間と公共部門と共同体部門による混合経済を掲げている）である。

そして一部アルゼンチン（強硬な対外債務交渉や民営化企業の一部再国有化、ならびに労働と社会政策―賃上げや労働市場の規制強化や失業への対策―や、米州自由貿易協定の反対や、ベネズエラ等域内との友好関係等）までである。

二〇〇三年のブラジルのルーラ政権（PT：労働者党。一九八〇年労働運動を基盤にして結成され、「資本主義に搾取されている労働者その他のセクターの人々の利益」「社会の底辺の組織」「新たな民主主義」「平等主義的社会」を

かかげ、「土地なし農民運動」とも結合していた）にあつては、「飢餓ゼロ」、最貧困層への補助、への一定の効果はあつたとされる。また米州自由貿易地域の見送りや、メルスコトル（南米南部共同市場）を推進している。が、一九九一年来市場経済の尊重をかかげ、また食糧問題の元凶と批判してきた大土地所有に

よる輸出向け農業生産についても外貨獲得の有効手段と肯定するにいたつた。土地なし農民運動が進めている土地開放は停滞し、また遣伝子組み替え作物を進め、貿易、投資構造や債務返済のへの変更はないといえる。

こうしたなかPT左派への除名や新党結成も進行し、ルーラ政権については前カルドーソ政権の継承として、中道ないしは社民といった評価がなされてきたのであつた。

（ベネズエラ・チャベス政権が突出している訳だが、一応ベネズエラ、ボリビア、アルゼンチンが急進派、チリ、ブラジル、ペルー、コスタリカ等が穏健派と色分けされている。メキシコは米州自由貿易地域としてアメリカ体制に組み込まれている）

そしてベネズエラについても、石油依存なり、大衆運動やイデオロギー的基盤の未知数的性格といった性格といえる。

とはいえばベネズエラを先頭にしつつ、ボリビアに代表される先住民の大規模な政治的登場ということや、土地革命運動の構造化ということや、反貧困・格差

というこの政治テーマ化や、国有化・資源の国家と社会管理や、民衆の政治参加といったことを、新自由主義批判をかかげて一時代を作ってきた歴史的位階は大きい。（ブラジルにおいても労働運動、社会運動は前提にあり、ポルトアレグレ

には始まり、二〇〇一年の対ジェノヴァ・サミット、対イラク戦争と数十万のデモや暴動等反グローバリズムの運動の高揚が続いた。他方新自由主義的攻勢のもとでの社民勢力の後退と分解と、新たな左翼勢力の台頭がある。（フランス反資本主義党、ドイツ左翼党に代表される。）

前者は二〇〇二年大統領選挙で4・25%を獲得し（ブザンソー。「労働者の闘争」5・78%―両者とも第四インター系を合わせると10%をこえ、共産党系3・4%をこえた。）、その影響力を背景に社会党・共産党からの合流等もあわせて一万人弱で、二〇〇九年新党（NPA反資本主義党）をたちあげた。（第四インターフランス支部としてはなくなつた）

後者は、とりわけ二〇〇三年のシユレーダー政権のもとでのアジェンダ二〇一〇（新自由主義的福祉改悪であり、自己責任の強化・欧州軍設立のもとでの連邦軍の役割拡大・税制改革―金持ちや企業優遇税制・失業給付大幅削減・医療や保険改悪・不安定雇用の導入・移民国外退去者の収容所や牢獄設定等。それでも日本ほど最悪ではないのだが。）を契機に

ドイツ社民の衰退と分解が加速した。同時にドイツ社民党左派と旧東独共産党が合流して、二〇〇七年左翼党が結成された。イデオロギー的にはケインズ左派で、社民党等との連立も想定されているとされている。（選挙では社民党が23・0%でマイナス1・9%であつた）

前者にあつては（生産手段の共有とともに）自主管理や、移民労働者の権利・民族解放闘争の支持や、社会保障等の共有資産化といったことをかかげた。それを多国籍企業批判や、IMF等世界機関の否定ということや、自国軍隊への反対とその敗北ということや、エコロジ、反差別、といったことともに掲げているということでは現代的といえる。（「全人民武装」の問題とかあるが）

ドイツ社会民主党 ヨーロッパで代表的なドイツ社会民主党は一九五九年、ゴータスベルグ綱領でマルクス主義をやめ、福祉国家建設を目標とした。そこで政権党の経由というところも含め、上記のごとき住宅、医療、年金、失業保険等の福祉政策を制度化するとともに、最近日本の労働運動のある面から目標視される産業別組合―同一労働同一賃金（ヨーロッパでは全体がそうなのだが）や、さらには労資共同決定（労資同数代表の監査役会。戦後当初は鉄鋼、鉱山のみだつたが、一九七六年二〇〇人以上の全産業へ適用された。六八年闘争の影響があつたとされる。）等を制度化してきた。

それはそれで、一つには「戦後革命」や共産主義運動への対抗としてあり、また一つには戦後資本主義の未曾有の発展・フォードシステム化と協調型労働運動の「成果」とでもいふべきものであつた。

そしてソ連崩壊後、対抗軸を失いつつも、EUの基礎として、またアメリカのイラク戦争にたいする仏、独の歯止めとして、一定の存在感を認めしてきた面があつた。

そして日本での新自由主義の結果としての労働者人民の悲惨の諸原因として、年功賃金・終身雇用・企業別組合のもとでの企業依存、ならびに企業による分断の結果というシエーマが一部浮かびあがってきた。そして産業別組合―同一（価値）労働同一賃金―福祉国家ならびにヨーロッパ型社民といったところに理念型を求めることもあつた

ヨーロッパで代表的なドイツ社会民主党は一九五九年、ゴータスベルグ綱領でマルクス主義をやめ、福祉国家建設を目標とした。そこで政権党の経由というところも含め、上記のごとき住宅、医療、年金、失業保険等の福祉政策を制度化するとともに、最近日本の労働

運動のある面から目標視される産業別組合―同一労働同一賃金（ヨーロッパでは全体がそうなのだが）や、さらには労資共同決定（労資同数代表の監査役会。戦後当初は鉄鋼、鉱山のみだつたが、一九七六年二〇〇人以上の全産業へ適用された。六八年闘争の影響があつたとされる。）等を制度化してきた。

それはそれで、一つには「戦後革命」や共産主義運動への対抗としてあり、また一つには戦後資本主義の未曾有の発展・フォードシステム化と協調型労働運動の「成果」とでもいふべきものであつた。

そして日本での新自由主義の結果としての労働者人民の悲惨の諸原因として、年功賃金・終身雇用・企業別組合のもとでの企業依存、ならびに企業による分断の結果というシエーマが一部浮かびあがってきた。そして産業別組合―同一（価値）労働同一賃金―福祉国家ならびにヨーロッパ型社民といったところに理念型を求めることもあつた

のだった。

もちろん参考にするべきことは多々ある。しかし前述したように現実的な生活・労働にわたる排除・差別の構造とのからみあい等が問題であるし、労働運動には賃金と雇用や、指揮管理や労働編成等や、さらには全体的な労働者統制といった領域があるのであるからそれとの絡みが問題となる。

(ユーゴ分裂と空爆を促進したのは利害をもつドイツであったし、フランスの軍隊はアフリカに展開しているという問題もあるが)

なによりもグローバルバリズム・新自由主義とその世界大の競争は、労働者・資本家間の階級協定の条件を喪失させている。そして不可逆的な大不況の深化は、根源的オルタナティブとしての(生産手段の共有をふくむ)前記のごとき労働者自主管理ということが前提されるしかないだろう。それと連動し、念頭におきつつの生活・再生産過程(住宅や教育、そして医療や失業、そして最低賃金、生活保護、障害)とそれへの参加、といったことがある。そして税制・再分配等といったことがある、そして全体としての国家権力の解体とプロレタリア人民の自己権力といったこととの相互関

係といった問題とならざるをえないと考えられるわけである。

反戦平和とともに、そうした労働、生活への保護・発展ということが国際連帯や協定の柱となつてゆかねばならないのである。

フランス反資本主義・ドイツ社民の分解はこうした時代の始まりを差し示しているわけである。

帝国主義の戦争・市場再分割戦と国際階級闘争

しかし危機は戦争の条件や戦争への衝動をも加速させる。危機の外部への転化のためにも、国民的統合や排外主義のためにも、勢力圏(市場そして原料)のためにも、紛争解決のためにも、多国籍資本とその自由な活動の保護のためにも、恐慌・不況・過剰生産の解決のためにも(ナチス、ニューディール)の場合にも戦争・軍需経済化によつてはじめて恐慌と過剰生産は「解決」した。戦争は常に要請される。

「義」(ユーゴ等)・民族紛争への介入(対テロ戦争や、多国籍資本の自由や資源争奪をめぐる)は持続・拡大すること、その場合米帝単独から集団行動といった幅をもつて展開される。

b 次に国家間戦争について考えた場合、現時点では「帝国主義間」というより、中国をふくむ上海協力機構と帝国主義諸国との緊張関係が問題となる。

その場合中国の「資本主義化」と階級闘争・動乱が帝国主義の介入の余地を生み出すという問題から、台湾のみならず世界の階級闘争なり紛争との中国のむすびつき、といった問題がある。それらと中国の経済的膨張・不均等発展にもとづく帝国主義諸国やその勢力圏、地域との緊張関係との交叉・・・ということがある。

(それと結びついで帝国主義諸国の対立ということもありうる。)しかし最もありえそうなのは、帝国主義諸国の金融恐慌や過剰生産や大不況にまぎれまぎれの経済危機が、ないしはそれと相対的に独自の経済発展のもとでの工業化か、のいずれの場合であれ、新左派等の労働者の権利と保護の追求ということや、再国有化路線の浸透とそれによる中国社会の「社会民主主義化」と

その波及、といったことと考えられる)

c いずれにせよ、国際階級闘争・反グローバルバリズム運動が念頭におかれる必要がある。そして米帝、EU、日米同盟再編・・・等の対立と同盟関係や戦争は、そうした運動との対抗・規定力を前提としつつ、社民右派ならびにブルジョア主流ならびに右翼排外主義の枠内で、a、bをふくみながら進行している。帝国主義の侵略反革命のみならず自身が単色ならぬ想定のもとにある。

中国工業化の波及力 こうしたなか、中国の工業化、巨大化(の可能性)とということ、労働問題、農業問題、民族問題の顕在化ならびに批判勢力の潜在的発展といったことが、今日のグローバル帝国内の危機の焦点の一つとなりつつある。

すなわち中国は a 旧第三世界に属している。 b 国家社会主義(スターリン主義)を継承し、「社会主義」を標榜している。 c 世界最大の人口(約一三億人)を基礎に、生産力としても市場規模としても、軍事力としても、それに比例的に拡大する潜在力をもっている。しかも帝国主義諸国が、フォー

ド主義的蓄積の過剰・市場飽和のもとで衰退・大不況の道をたどりつつあるとき、それは相対的に独自に成長する可能性(反対もありうるが)を有している。

d 今日でもベネズエラのチャベス、イスラム、北朝鮮等米帝の攻撃対象への緩衝地帯となつており、そうしたもとしての上海協力機構の中心となつている。

e 社会主義を標榜しているその実体的基盤は、都市部雇用人口の1/3をしめる国营・集団企業(電機、鉄鋼等)。自動車は大部分合併企業で帝国主義支配だが、過半数支配ではない)と、そこでの国家・党による任命制である。そのうえに政治的には一党支配ということがある。

それらは労働者管理の脆弱性をも意味しているが、世界不況下で四兆元(五九〇〇億ドル、GDPの20%近い景気対策や国家ファンド等を可能としている。(その)景気対策は輸出減少一〇〇月期マイナス1.3・8%対前年同月比をカバーしてきている。) f 格差化や、民族問題や、労働問題(解雇、非正規化)や、多国籍企業やグローバルバリズム支配の顕在化ということがあり、こ

数年新左派等の批判勢力の浸透、潜在的拡大があつた。(中国文革継承派ともされ、ストライキ権等労働者の権利や、民営化ならびに外国資本支配批判を掲げている。が「労働者管理」の問題にはいたらず、また一党支配を否定しているわけではなく、大枠として「体制左派」といえる。) またそうした労働、農業問題を反映して、〇八年労働契約法が成立した。

g いわゆるデカップリング論(帝国主義不況・停滞のもとでも中国は独自に発展できるとする説)か、帝国主義国の不況・停滞に撒き込まれ危機におちいるか、の説はある。(中国高成長の原動力となつてきた輸出-GDPの40%弱をしめてきた一は〇九年一〇月マイナス1.3・8%、一昨年十一月より連続マイナスであった。これを4兆元、GDPの20%近い景気対策と財政出動で補ってきたのであつた。)

しかし、いずれにせよ、またどちらの契機にせよ、労働問題(権利、保護から管理まで)は顕在化してゆくと考えられる。対極的な「資本主義への転化」の問題をふくめて、

動乱から社会民主主義化や（あるいは共産主義化）、多国籍企業問題、というところとは中国の中、長期の基調を構成するものと考えられる。

そしてこうしたことが国際関係ともなり、市場問題とも関連し、さらには国際平和とも関連してゆくと考えられる。そして社会主義や社会発展をめぐる国際的論戦を展開してゆくということも不可欠なゆえといえる。

いずれの場合にもグローバル帝国主義の矛盾、危機の焦点を構成してゆくわけである。

こうして、中南米のチャベスを先頭とする反米・反新自由主義地帯化、ヨーロッパバ社民の分解と反グローバリズム運動の展開と新たな左翼、アジアにおける工業化と労働者の権利と国際連帯（協定）といったことを射程しつつ、日米安保粉砕、多国籍企業支配・新自由主義支配批判をしてゆくことがあり得る。

日本における反帝国主義・社会運動ユニオンズムと左翼再編

こうした国際的な反グローバリズム運動の一環として、日本においても派遣労働

働との闘いや、非正規化との闘いや、解雇・失業との闘いや、均等待遇（雇用や賃金）の要求の闘いが進行している。またそれも移民労働者や、難民や、先住民族や、反差別等各層への広範化がある。そして諸権利獲得から全社会的・政治的運動ならびに労働者管理（労働者統制といったことを含んでの）を射程にした運動としてもまた進行中なわけである。

それはまた貧困や失業保険や、住宅・教育や、医療や、生活保護・年金等生活（再生産）の保障と結びついている。

そしてこれらへの参加をどうしての労働・管理・公共生活への参加の保障といった課題と一体である。

（「大きな政府」ということや、所得再分配や税制改革を含んで）。

もちろん同時に農業保護や振興・自給率拡大といった課題がある。

そして何よりも反基地、

反安保、県外移設、海外派兵阻止、改憲阻止・反戦平和、といった全人民的政治闘争・国家権力とその軍事外交との闘い、国際連帯の闘いがある。そしてこれら全体を含んで労働者人民

の運動の発展が、対権力とどうして、国家権力や議会の解体から運動による溶融・蚕食を含んで、自己権力への発展（含全人民武装）を射程する運動として進行しているわけである。

もちろん具体的な運動なくしていかなる前進もない。同時に具体的運動をどうして、一方では諸階層・諸課題の運動との相互関係を形成し、権力への道との関係を問うてゆくこと、活動家を組織してゆくことも革命家の任務である。

こうしたことと現在進行している若い世代の蟹工船ブームから資本論ブームをきちんと組織してゆく、といったことをも課題としてゆかねばならないわけである。

新左翼の再構築

それは、ロシア革命・中国革命と、そのスターリン主義的反動化・固定化以来の、革命運動とその主体の再構築ということも関係している。

それは日本では一九五〇年代末〜六〇年以降押し進めてきたのだが、それ自体の再構築ということをも意味している。

そしてわれわれはマルクス主義、レーニン主義の継承と

いうことを掲げているわけだが、それはおかれた時代や条件のもとでの先駆的地平をになうということでもある。それはたとえばロシア革命・レーニン（主義）の直面した壁をも直視し、それを乗り越えてゆくということでもある。

（註）『年誌』10号でも述べたように、そこでわれわれは「レーニンの組織観を、外部注入論や職業革命家の強調等の通俗的理解から扱ってはならない」ともしてきた。

そうしたこととうえで、民主集中制の分派の禁止、上級機関への下級機関の服従、外部注入、目的意識性、職業革命家の強調といったスターリン主義的に理解されたレーニン主義なるものが批判される必要があるともしてきた。むしろカウツキー的な外部注入・持ち込み論にたいし、目的意識性と自然発生性の相互関係ないし自然発生性の目的意識性への転化や、全面的政治バク口との相互関係ということもレーニンは問題とした。あるいは党の集中をつくってゆく一各現場や領域の問題の集中と党の指導の可能化ということでもあった。

的な労働過程・再生産過程や、福祉や、国家ならびに議会や、農業問題や、民族問題や、それと多国籍企業支配といった全体との闘いは、この数十年それぞれ無数の実践を蓄積し、地平を切り開いてきたのであった。

他方、今後の革命的激動や、権力問題への接近や、世界的な諸運動主体の登場は、一方では未知の新しい課題を登場させ、それまでの無数の実践と理論をも一つの舞台へと登場させると考えられる。中南米やヨーロッパのようにな、旧共産党、社会民主主義、新左翼、無党派左翼、さらには民主労働の分解・再編のなかで任務・責任を果たすことを不可避とするであろう。その場合でも最小限の前提として、「唯一の党」、

「多数派ともにもある少数派（グループ等をふくむ）の存在ということの否定」（一枚岩）、そういったことを前提しての中央集権党、それらの表れとしての内ゲバ・党第一主義・他党派解体、といったことの本質的な総括は絶対的条件であろう。もちろんそれはいわゆる「前衛主義批判」「設計

主義批判」への批判をも意味する。それらは、近代がうみだした科学や、自主的なものとしての労働組織をめぐる社会計画や、国家権力の破壊と公共的活動への全人民の参加ということや、資本主義批判ということや、目的意識や、時代の課題といったことへの、いわば自然かつ必然的な志向とその結社化を否定する抑圧思想なわけである。

そして目標も、科学も、資本主義批判も、結社といったことも、プロレタリア人民の諸自然発生性や、諸課題とテーマや、諸運動をどうして分化したものである。すなわち一方での運動の発展と指導ということ、他方でのその運動の根拠の解明・終局目標ということ、として分化・二重化したことの結果な訳である。

そうしたものとしては、党や結社はいわゆる「ヘゲモニー」なり、「自己権力」なりと不可分のものなわけである。

（註）そこでのプロレタリア階級の存在、運動、階級意識としては両義性がある。労働力と資本の交換における二面性（「等価交換」ということと他人労働処分権の取得・支配）というところからはじまる。

そして資本のもとで他人労働  
支配のもとでの管理や、科学  
と分業と生産性や、相対的過  
剰人口と貧窮や、そして流通  
や競争や信用や恐慌といったこ  
とがある。

それらが一方では資本主義へ  
の批判と社会主義への目的意識  
性への転化を内在させるとすれ  
ば、他方では資本の支配への  
慣習化や柔軟化や従属化とい  
たことをもたらす。

という意味では、こうした批  
判的意識・目的意識性への転  
化には時代のテーマとしての内  
在性があるが、運動や、時  
代や、組織的準備や働きか  
け、といったことをも要件と  
するということと言える。

そしてその「結社」は、  
運動の発展・指導ということ  
と独自の「組織（論）」と  
いう問題を発生させる。が、  
そこでの中心は、運動とその  
発展、戦術、方針、組織  
化、財政、組織防衛、戦  
略・理論、といった領域切  
り開くにあたって、意見の対  
立を公然化させつつ共に闘って  
ゆくということと考える。も  
ちろんその場合一定の共通のレ  
ベルは要求される。それは経  
験的歴史的なものとして形成  
され、綱領その他に反映  
されてゆくのである。

ブントの場合

ブントの場合 「年誌」  
呼びかけ文で述べてきたよう  
に、政治闘争・萌芽的武  
装と国際主義、社会変  
革、階級形成、戦略戦術  
的志向や、一枚岩ならざ  
る公然たる路線論争・理  
論闘争等党内闘争への経験  
を前提したうえで、第二次  
ブントは一次ブントの分裂  
という負の側面を総括しき  
れないまま進んだ。  
その結果スターリン主義的  
な一枚岩神話ならざる我慢  
つよき、組織観、能力を  
蓄積することができなかつ  
た。その結果分裂をくりか  
えし、内ゲバから自由  
ではなかつたといえる。  
(こうした持続的党内闘争  
という観点からの第一次ブ  
ントの未総括のままの第二  
次ブント（一九六六年第六  
回大会）、ということが7  
回大会（一九六八年）で  
のマル戦派と分裂ということ  
を結果した、ということ  
はこれまでに確認してきた。  
そしてその後から「統一  
委員会」系での党内対立と  
党内論争の組織能力、とし  
て跳ね返ってきたのだった。  
とりわけ六八・六九年で  
の、萌芽的武装や、街頭  
闘争・全共闘・労働運動  
の相互関係や、戦略や、  
共産主義（論）や、非  
公然活動、といった実践的

理論的問題の緊迫性は、そこ  
における党内論争・党内闘  
争能力を試練にかけた。あ  
るいはその未熟さの克服、と  
いう課題を背負うこととなっ  
た)

そして共産主義者協議会は、  
第二次ブント分裂にいたる、  
行動をしつづの実践と理論の持  
続的党内論争を展開できな  
かたことの責任、反省、克服  
ということを共有していること  
をもその一側面としている  
(補論)

(補論)

その「第一次ブントの分  
裂」の基本問題としては反安  
保闘争・街頭闘争・反帝国  
争・労働運動とそれをとうし  
た既存スターリン主義への批判  
の先駆的位置（それは当時世  
界的にも先駆的位置にあつた  
といえる）にともなつて、  
とつてかわるべき自己のもの  
としての実践的理論的形成にあ  
たつて、既成のトロツキー政  
治理論・組織論、ならびに  
宇野派・講座派経済学、な  
らびにスターリン主義・黒田  
哲学をきちんとした批判・検  
証を経ず取りいれるなり、な  
いしは批判なり論争を経てこ  
なかつた、という問題があつ  
たといえる。

それはしかし「空中戦的理  
論」の問題ではなく、また

1回きりの問題でもなく、実  
践的問題との相互関係だつたの  
だが。

トロツキーの問題としては、  
「ソビエト」が党派闘争・  
党内闘争・との相互関係とし  
て位置づけられていないことで  
あつた。そうした批判の返す  
刀でスターリン主義的な一九  
二一年分派禁止の固定化を批  
判することとしてもあつた。

(既述のごとく、そうしたこ  
との総括を経ず、第二次ブ  
ントはそれとは事実上異質であ  
るにかかわらずスターリン主義  
的一枚岩党を批判しないまま  
であつた。対立即分裂、と  
いった緊張感にあつた。革共  
同の場合にはこうした事実上の  
分派禁止・唯一の党・他党  
派解体を前提して、それを

「共産主義の母体」「永遠の  
今」論という形で厚化粧して  
きたわけである。)

宇野派・講座派経済学の止  
場問題は、「年誌」呼びか  
け文でも述べているように、  
国家ならびに上部構造と社会  
や、流通過程や、資本とい  
うこと、労働手段・分業  
をふくむ労働過程（絶対的相  
対的剰余価値生産ないしは諸  
相対的過剰人口）との相互関  
係ということが基本となるも  
のと考えられる。（それらは  
街頭闘争と労働運動の相互関  
係としても、直接実践的組織  
的問題であつたといえる。た

たとえば政治過程論とか、反  
戦闘争・帝国主義論とか。）  
また、こうした考えのもと  
では、いわゆるイデオロギー  
や、資本主義批判・資本論  
や、帝国主義論や、諸運動  
と自然発生性や、情勢や、  
戦略・戦術・といったこと

はそれぞれ立場主義的に分離  
することなく相互規定的な関  
連性をもつことができる。  
すなわち、帝国主義論に  
おいては労働の集積をふくむ  
生産の集積から始めるという  
こと（今日的にはフォードシ  
ステム・多国籍企業・グ  
ローバリズム）である。そ  
れはまた戦前の講座派がその  
初期的先駆的貢献にかかわら  
ず政治主義的（封建等経済  
外的要因）に生産過程・  
労働過程を位置づけ、それ  
は戦後所感派へとカリカチュ  
アされてきたということへの批  
判でもある。（それは黒田

寛一型の資本論での「冒頭の  
商品」労働力商品論」といっ  
たことや、「疎外論からの  
『類的存在からの疎外』の  
放逐、としても結果した。  
「プロレタリア的人間の論  
理」補論2へ)

(主体性論)

黒田主体性論の場合には、  
「年誌」で赤井氏が指摘し  
たように、その「哲学」

なるものは「主体と客体の  
交互作用」にすぎない。こ  
うした問題のたて方自体が問  
違いであり、一定の労働手  
段・生産力・分業をふく  
む労働組織や、生産手段と  
労働力の結合や、労働の指  
揮や、交換や、公共活動  
や、所有関係や、といった  
ことがある。それと人間が  
生まれる前からの自然との相  
互関係・社会関係としてあ  
る。人間とはそうした関係  
の上にある。（それは前記  
のごとき、国家・上部構  
造・社会や、流通過程  
や、生産力や、資本という  
ことと、労働過程との相互  
関係ということと同義なわけ  
である。)

こうしたことを前提にしない  
がゆえに、恣意的「立場」  
なるものももちこまれる。  
(そこに過程の弁証法、場  
所の弁証法、方法論といった  
言葉が付加されはするが、  
場所的立場に解消される、  
ないしは宇野、武谷方法論  
—三段階論の利用主義形式的  
受け入れの手續きにすぎな  
い)

この上に黒田・梯明秀型  
「物質の立場—物質の自己運  
動論（物質の自己運動が人  
間を介して物質の普遍性を自  
覚させるのだ、これが人間の  
主体性の本質である）」といっ  
た物質一元論—がもちこまれ

た物質一元論—がもちこまれ

た物質一元論—がもちこまれ



る。こうしてスターリン主義的単純反映論以上の社会関係を前提しない、客観主義・物質主義としての恣意的梯子黒田主体性論の注入があった。

(補論2)

これはこれまでくり返したように1その(黒田寛一的)「疎外論は、マルクスの「経哲草稿」の核心の一つをなす「類的存在からの疎外」における分業や生産力・貨幣・流通をとっぴらつたものでしかない。したがって資本主義批判は、相対的剰余価値生産や流通を位置づけられない、生産と所有の分離に収斂されてしま

う、とか2資本論の冒頭で展開される商品についてこれを「労働力商品」「疎外された労働者の立場」だとする(「プロレタリア的人間の論理」)。

このことによつて、資本論での価値論での、私的労働の同等性と交換や、私的個人の成立や、諸自然的分業編成や、価値表現における(相対的価値形態の)主導性と価値実現の困難さといったことはなから除外される。このため、資本の生産過程について「等価交換の仮象」と強制労働の強

調に終始される。しかし

「経済学批判要綱」で展開されているごとく、資本と労働の交換は、一面普通の交換に属しており、一面交換ではなく支配であり交換は仮象である。この両面ということと、絶対的相対的剰余価値生産すなわち諸分業編成・管理や、資本の生産性・主導性や、さらには市場や、国家とがからんでいる。

その上で労働支配・抑圧が多面的な諸自然発生性をうみだし、非一元的な諸イデオロギー・戦略・路線を不可避とするわけであるし、運動やイデオロギー論争が必要なわけである。

(ここでの分業は相対的剰余価値生産として冒頭商品における分業との直接延長にはないのだが。)

こうした意味では当時の所感派全盛時代の、経済的強制と経済的強制を区別できない単線的論理構造をそのまま継承した論理構造としてあり(「原始的蓄積過程」のくりかえしとする資本主義の生産論や、原始共同体に原点をもとめる等の論理構造とかともあわせ)、思想的な意味におけるウルトラスターリン主義があり、また派禁止の固定化や上意下

達)をさらに上塗りした組織論(永遠の今、共産主義の母体)と一体なわけである。

等々あるわけだが、しかしある意味これらはすでに終わったことではない、というわけでもない。反帝闘争のみならず、労働運動・社会運動全体において現場闘争の位置づけ、戦略戦術、そして多くの路線論争、そして左翼再編統一といったことは避けられない。そうしたことの内在化はむしろこれから重要になってゆくと考えられる。

(共産主義者協議会)

そして共産主義者協議会と統一新聞(「赤いプロレタリア」)は、われわれのブントならびに新左翼の経験と、今後の長期で大きな左翼再編成にむけてのありかたとしては必然的であるし、二〇〇九年はその第一歩として基礎づけることはできたと考える。

反安保・改憲阻止闘争ならびに国際主義や、社会運動ユニオニズム労働運動や、農民運動や、反差別や、青年・学生の運動・組織にむけて、沖繩、三月NOV〇X国際連帯、憲法・安保闘

争へと前進してゆきたい。

(註) 民主党政権については 民主党については、保守二大政党の崩壊過程というふうな考えられる。(民主党には旧社会党、市民派があったのだが)

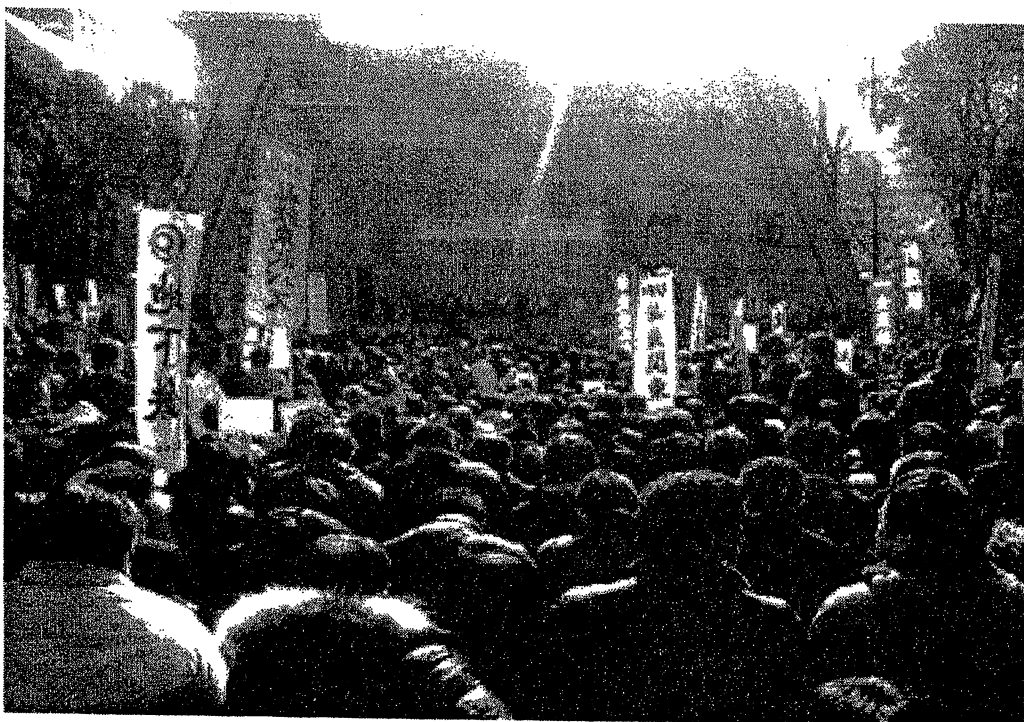
そしてグローバリズム・新自由主義のもとで、企業内終身雇用・福利や、食管制による米価維持や、公共事業・土建による農村失対事業も崩壊し、代替政策もないというむき出しの財界代表化というこのなか支持基盤を削ぎおとしてきた。

そして非正規労働・派遣村に代表されるように、日本における労働・雇用・賃金・福祉における惨状を結果したのであった。(同一労働同一賃金、住宅・保険、農業保護・等ヨーロッパではソ連との対抗をふくめて社民は実現してきた面がある。)

そして民主党は自民党を倒すためにそこに目をつけた面がある。(日本にはヨーロッパ型社民もない。)

かつ、ないしはしかし、丁度ヨーロッパ社民がグローバリズム、新自由主義(社会自由主義)のもとで衰退・分解している。

それゆえ民主党は分解してゆくだろうが、流動的で固定的には考えられないといえるわけである。



1月30日、6千人が結集した普天間基地撤去日比谷集会

# ペテン師は誰だ？ ―民主党の戸別所得補償政策

## について

小山明

本年度からいよいよ民主党の

戸別所得補償政策が始まる。一昨年度の参院選あたりから急に注目された政策ではあるが、いざ民主党が権力をとり、施政を始める段になり始めてからの周りの百姓衆の評判はというとどうにも芳しい物ではなかった。

この評判の悪さは現実的に戸別所得補償の金額の内訳が明確にされる前、つまり昨年十一月あたりからの声であったから具体的な金額以前の問題として農民的な直感に拠る物であったのだと思うのだが、茨城などの中山間地はともかくとして比較的大規模な山形の百姓衆などからも不評を耳にしていた。つまりところは積み重なった農政不信に拠る物だと思っていたのだが、現実には民主党農政の蓋が開かれてみると農民達の直感のままに的確であったといえよう。

■小ずるい？生産費計算

■小ずるい？生産費計算

農水省発表の戸別所得補償モデル対策に関する説明資料

(二〇〇九(平成二十一年)年十一月二十四日現在)のうちの

「戸別所得補償モデル対策の骨子」によれば、標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額を補償するとしている。

そしてその交付単価は反(一〇a)あたり一五、〇〇〇円であるとしている。その金額計算部分を引用しよう。

① 定額部分の交付単価  
全国一律単価とし、当年産米の販売価格いかんにかかわらず交付する。  
交付単価一五、〇〇〇円

／一〇a  
(参考) 交付単価の算定方法

a 標準的な生産に要する費用一三、七〇三元／六〇kg  
b 標準的な販売価格一、九七八円／六〇kg

kg  
kg／一〇a÷六〇kg) 一五、二三八円／一〇a

三二、五〇〇円／一〇a  
(注) 標準的な生産に要す

c 差引(a-b) 一、七二五円／六〇kg

d 交付単価(c×五三〇)

	米の生産費	労賃の比率(%)	労賃部分80%を補償する金額
2003(15)年産	¥18,640	37.3	¥17,249
2004(16)年産	¥17,205	37.1	¥15,928
2005(17)年産	¥16,750	36.4	¥15,531
2006(18)年産	¥16,824	35.4	¥15,633
2007(19)年産	¥16,412	35.0	¥15,263
2008(20)年産	¥16,497	31.1	¥15,471
通し年産平均	¥16,738	35.0	¥15,565

※中庸の計算となるため2003年産は計算から除外した。

る費用は、米の生産費統計(全国平均)における経営費の全額と家族労働費の八割の過去七年(平成一四年産から二〇年産)中庸五年の平均により算定した。

標準的な販売価格は、全銘柄平均の相対取引価格の過去三年(平成一八年産から二〇年産)の平均から流通経費等を除いて算定した。

② 変動部分の交付単価  
当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額を交付する。

(注) 当年産米の販売価格については、当年産の出回りから一月までの全銘柄平均の相対取引価格を使用する。となつてはいる。

残念ながら、手元にある資料で平成十四年産の生産費については資料がないが、各年産の生産費を追ってみると、以下の表となる。だいたい例年順調に生産費が低下していることから見ても、二〇〇二年産を計算に入れなくともそれほど生産額に変動はないだろう。

これで見ると生産費のうち中庸五年をみて生産費を決定するのであるから〇四、〇五、〇六、〇七年、〇八年産の平均が六〇kgあたり生産費の平均額となる。

ただし、生産費のうち労賃

部分は八〇%までしか補償しないことになってはいるので、それぞれの年度の労働費比率も勘定に入れて計算しなければならぬ。そうして計算すると生産費の額は一五、五六五円となる。

農水省の「戸別所得補償モデル対策の骨子」の標準的な生産に要する費用一三、七〇三元はあまりにも安いのである。この金額的なずれはどうしたことなのか？ 例によって小ずるい官僚の知恵なのか？ 支払利息・地代、自己資本利子・地代を除いての計算なのだろうか？

農民だけは資本主義的銭勘定の厳しい世界とは別の経済生活を送っているとも言えるのだろうか？ おそらく頭のいい官僚達だからああ言えはこう言う答弁がすぐ帰ってくるのだろう

が、少々農民をなめてかかっていないか？

そもそも労賃部分の八〇%しか補償しないというのも農民とすれば腑に落ちない話であろうし、他人に雇われて首にならぬ程度の労働強度を維持して働く労働者と赤字続きでなんとか生産を維持しようとして必死で働く農民の労働強度を同レベルに換算し、値切るようなやり方は納得できるものではない。

■交付単価を計算し直す？  
農水省の計算では一〇aあたり一万五千円となった交付単価

であるが、資本金子・地代全額参入生産費を元に計算すると反(一〇a)あたり単価はいくらになるのだろうか？

標準的な販売価格一、九七八円は銘柄米の一等米の価格と言つていい金額で農民達の農協出荷価格の感覚からすればさぶるいい価格であるが、それはそのままおき、反あたり五三〇kgもそのまま置くとしよう。

そうすると  
差引金額は一五、五六五円引  
一、九七八円となり、三、二八七円。

d)は  
三二、六八五円  
÷ 3,587円 \* 530kg  
÷ 60kg)

となるはずである。実に倍の開きになる。

もし、水田農家で減反後の水田耕作面積が一〇町歩になる農家であるとすれば

＝(31,685-15,000) \* 100

およそ一六七万円の金額差になる。これでははつきり言つて詐欺と言われても仕方ないだろう。農水官僚はともかくとして

民主党はこの金額差をどう表現するつもりなのだろうか？

■確信犯か？  
生産費との差額を補償するとして流布されていた戸別所得

# 現代において土地の私物化批判は可能か？

大杉 仁一郎

土地は私有しうるものなのか？と問うならばまさに一笑に付されるべき運命にあると言えよう。私有財産が法律で補償された現代社会にとって、私有制を批判するというのは極めて「反体制」的な意味合いを持つと言えらるであろう。

しかし、土地を自然の一部ととらえた時、水や空気など主なきものとされるものどれほどの違いがあるのだろうか？そもそもは自然というものは人間にとって公共財として性格を有する。その事は私にとって学問的テーマというより、むしろ社会運動の一人の活動家として三里塚闘争への参加を通じて会得したとも考えられる。

農民をたたき出し、ブルドーザーで農地を踏み散らすことで1978年に成田空港が開港されたが、さらに拡張しよう、開発しようという政府、空港公団の歩みはとどまることはなかった。土地の取り上げ、強制収容の権利を保持し、農民を脅しつける状況に変わりはない。そんな中で反対派の農民は公共性をかかげてつくられた空港に対して、以下のように農地と自分たちの営みの意義を対置した。

「徳政を持って一新を發せ」では「それは、私たちの農耕と生産活動は、自分の家族の生計の礎であるばかりでなく、たくさん消費者から委ねられた業（なわい）なのだ、ということ」

す。そして、さらに、この業の重要な構成要素である土地は、単に、私が所有権を有する土地であるばかりでなく、公の生命を育む共生の大地であり、生命を維持していくための、最低限必要な社会的共有の財産だったのだということに、あらためて、思いを致しているところでもあります。（注1）と述べている。

いわば農地として活用することは一見すると所有権上は私有化しているが本来、土地が持つべき公共性を生かす、使い道として農業を位置付けている。この文章は空港拡張工事を止めさせるために成田空港問題シンポジウムにおいて、出されたいわば政治的マニフェストである。それは反対派農民である柳川秀夫氏がいうところ、もうひとつのモノサシを提示するものであったと思う。

さらにこの文章では引き続き、「土地には本来の持ち主の魂が入り込んでいる」という意識は、現在もムラのなかに生き続けているといえます。徳政一揆や徳政令という言葉で知られる「徳政」の本質も、たんに借金の棒引きというような行為ではなく、本来の正しい姿に戻すこと、土地を本来の持ち主である百姓の手に戻すということが、その本質的な意味だといえます。

……このような「徳政」の精神が連綿としてこの国についているのは、土地が、米や野菜など、私たちの根本的な食糧を産み出す不

思議な力を持つており、それ自体が生き物と意識されていたからだと思います。

……三里塚農民になんの相談もなく、また、私たちをとりまく農村世界を考慮することなく、強権によつて農地を金に換算すればよいとする今の政府・運輸省の政治理念は、この国に脈々と流れている豊かな土地の思想ともかけはなれて、なんと貧しいことなのでしょう。むしろ、政府・運輸省は、農民と土地との関係がもつ「公益性」に何の配慮もなく、土地を「私」にしたといつても過言ではないでしょう。」と論理を展開している。

空港というのは便利さの追求、近代化の流れで出てきたものだが、巨額の金と大勢の労働者を動員して建設されていった。もともとの目的は利潤の追求の結果である。航空産業、建設産業など多くの産業の私的利益の追求の結果つくられていった。しかし一見すると「公共」工事という公共性を帯びた存在としてみなされるわけだ。

しかし三里塚の農民からはむしろ空港開発は土地の公共性を踏みしめる、いわば私物化ではないか？という論理で抵抗を試みている。この「徳政」を持って一新を發せ」は91年の文書であるが、まさに今見ても全く古びていないと思つた。それは政治文書の性格を持つが、同時に思想書とも読むことが出来る非常

に深い文章だと感じた。

私はさる2009年5月17日に三里塚の木の根ベンションで行われた「第一回A PLA」あぶらフォーラム農を軸にした地域づくり・若者が主役になろう」に参加した。この中ではアルフレッド・ポディオス（ネグロス島ナヨン村村長、農民グループアドバイザー）やグレッグ・ラシガン（北部ルソン農村開発の協同組合の役員）と成田の新規就農者と講師としたシンポジウムが行われた。農業を中心とした地域づくりで、地域を元気にすることがテーマであった。

この企画の中で北部ルソンの先住民族のイゴロット族であるグレッグ氏の講演の中で、自分達先住民族のリーダーがチコダム建設反対闘争の中で軍隊に殺された事について、そのリーダーが言った言葉として「土地は命である。しかしこの土地を誰も所有することは出来ない。この土地は次の世代に借りているものである。次の世代のために借りている、借りているというのには神様からである。そのことはこのフォーラムのテーマにも一番びつたり来るテーマでもあると思う。」と紹介していた。

まさに三里塚闘争において農地を守る闘いが単に私有財産を守る闘いでなく農業という営みの持つ公共性を闘争の

補償。実際には生産費と販売価格の差額の半額程度の補償でしかないことがはつきりした。考えてみれば、「標準的な生産に要する費用」という、ちよつと要領を得ない用語、それを使うと自体でいわゆる「生産費」とはちがう独自の概念を作り出し、最初から逃げをうっていたのかも知れない。「勘違いしたのはそちらが勝手にしたことですよ」ということであるのか？ 確かに概算要求の時から「生産費」という言葉は一度も利用されていないのだ。とはいえ、普通はだれだつて「標準的な生産に要する費用」を生産費とは違う別の概念と意識しはしないだろう。それを意識してかどうかは解らないが今年になっての農水省の戸別所得補償のパンフからは反あたり一万五千円の補償が記入されているが、「標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額を補償する」という言葉は一切掲載されていないのである。官僚の小ずるさに民主党が飲み込まれたのか？ それとも小ずるかかったのは民主党なのか？ いずれにもせよ、農民達にとつては誰を頼るでもなく自らの力で自分の未来を開くしかないという事はつきりしたといえよう。

(続く)

新たな思想として獲得していった、その土地において、フィリピン

の先住民族の農民の闘いの中で生まれた思想、言葉が語られたのはまさに不思議な縁のよ

うなものを感ずる。ここで改めて考えねばならぬのは開発のもたらす暴力とい

うものである。それは自然環境の大規模な破壊を伴うとともに

多くの人々の命と生活を奪っていくという側面である。三里塚

では、かつて小泉よねというおばあさんが強制的に土地をとり

価格は高騰とだった。古い封建貴族は大きな封建戦争に食

い尽くされていったし、貨幣を持って、権力中の権力とする

その時代の子であった。かくて耕地の牧羊場化は、彼の合

言葉となった(中略)農民の住居と労働者の小屋とは暴力的

に取り壊され、あるいは腐朽にまかせられた(注2)との記述がある。

土地という生活手段、生産手段を奪われた農民は裸一貫

の労働者となっていく、そうしたプロセスが描かれている。マルクスはこのプロセス

的「蓄積」という呼び名をつけている。しかしこれは勃興期以降も継続

して発生している現象である。それは前近代的とみなされる地

域はまだ完全に消失していないことをさししめしているからである。

ドイツのマルクス主義者にして革命家のローザルクセンブルクは前近代的な社会を自然経済

的社會と呼び、それと資本主義社會は闘いを演じて、それが資本の蓄積を推し進めることと分

析している。「自然経済的社會とのたにかいにおける資本主義の経済的目的は、個別的には次のごとくである。

(1)生産諸力の重要源泉、たとえば土地、原始林の獵獣、鉱物、寶石及び鉱石、ゴムのような異

物化、公共材である自然を利潤追求の武器庫とするもの

と考えられるのではないかと越田清和氏は先住民族の運

動の歴史を振り返り、その闘いの焦点にあるのは土地に對する権利であると述べており、

アメリカ先住民族の「あなた方はどうやって空や土地のぬくもりを売ったり買ったりで

きるのか?その考えは空気のさわやかさや水のきらめきを所有していない(注4)との

とても印象的な言葉を引用している。土地は商品でないという主張が展開されている。

現代において土地の私物化批判は可能かと最初に私が提起したテーゼについては先

住民族の共同体の解体をもたらしていった。自然という無主の

ものが私物化され、囲い込まれること、そのことを延長線上に

今日の開発と環境破壊の問題もあり、三里塚の農民いじめがあ

るのではないだろうか?自然の私物化でなくもつと新しい自然と人間、自然と社會の關係をあら

り方を指すこと、ますますそれは重要性を増しつつあるのだ。(注1)的場昭弘著 マルクスを再読する 五月書房 2004年 P101

(注2)同上 P106 (注3)大杉仁一郎著 マルクスは農業を救うか? 自主出版 2005年 現代反資本主義理論の批判的検討1号に収録 (注4)空港反対同盟の進めた運動の中で生まれた思想について

は「徳政をもつて一新を發せ」「飯死の土地から地発しを」「児孫のために自由を律す」の3つの文書で展開されている。私は現在この3つの文書の復刊を準備中である。それに関連した書籍としては「生命をめぐる大地 地球的課題の実験村編 七つ森書館 2000年」があげられる。

(注7) 同上 P163 (注8) マルクス著 世界の六思想 資本論 1(第一部全) 長谷部文雄訳 河出書房新社 1969年 P317

(注9) 同上 P423~424 (注10) 同上 P328~329 (注11) 同上 P335 (注12) 同上 P342 (注13) 同上 P342

(注14) 同上 P402 実際には長谷部文雄は「質量変換」と訳しているが私はこの部分だけは「物質代謝」という訳を採用している。「物質代謝」という用語は訳者によつては「質量変換」と訳される場合もあるが、今回は「物質代謝」で表現を統一することとする。それはマルクスの自然観、労働観を適正に表すには「物質代謝」がふさわしいと考えるからだ。マルクスにとつて自然界の物質循環、その中に人間の営みを位置付けようとする視点それが彼の論理の出発点でもあつたと信じるからである。

(注15) 同上 P186 (注16) マルクス・エンゲルス著 ゴータ綱領批判・エルフルト綱領批判 国民文庫 大月書店 1954年 P36 (注17) 望月清司・内田弘・山田鏡夫・森田桐郎・花崎平著 マルクス 著作と思想 有斐閣 1982年 P172 (注18) マルクス著 経済学・

植物界の産物、などを直接に占領する (2)労働力を『自由』にし、資本のための労働に強制すること。 (3)商品経済を導入すること (4)農業を工業から分離すること (中略) 資本は、その創生期においてはばかりでなく今日にいたるまで、歴史的過程としての資本蓄積の恒常的方法たる暴力以外には、何らの問題解決も知らない。」(注3)

このプロセスははたして過去のものとなつていけると言えるの

であろうか?開発とは自然の私

物化、公共材である自然を利潤追求の武器庫とするもの

注1 的場昭弘著 マルクスを再読する 五月書房 2004年 P101

哲学草稿 城塚登・田中吉六訳  
岩波書店 1964年 P130~131  
(注19) マルクス・エンゲルス著 新版ドイツイデオロギー合同出版 花崎皋平訳 1966年 P107~108  
(注20) マルクス著 世界の大思想 資本論 1(第一部全) 長谷部文雄訳 河出書房新社 1969年 P475  
(注21) マルクス・エンゲルス著 共産党宣言 大内兵衛・向坂逸郎訳 岩波書店 1951年 P42  
(注22) 同上 P45  
(注23) マルクス著 世界の大思想 資本論 1(第一部全) 長谷部文雄訳 河出書房新社 1969年 P588  
(注24) 同上 P588~589  
(注25) 同上 P589  
(注26) 同上 P593~594  
4  
(注27) 同上 P595  
(注28) 私の結論は近代化、工業の前提をなしたのは自然収奪と植民地主義に根差した国際分業体制であるというのだが、もうひとつ見るべきポイントなのは都市と農村の対立 都市への農村の従属である。この論点について紙面と執筆時間の制限から論じる事が出来なかつた。経済学批判要綱ではマルクスは次のように述べている。「農業は自己自身の生産諸条件をもちや自己のうちに自然的に見出すのでは

なくて、この生産諸条件が自律的産業として農業の外部に存在すること」(マルクス著 経済学批判要綱 第3分冊 監訳者 高木幸二郎 大月書店 1961年 P464)  
つまり農業が工業に従属するという状況が分析されている。このテーマについては別の機会に詳述したいと思う。  
(注29) クライプ・ポテンティン著「緑の世界史 上」石弘之 / 京都大学環境史研究会訳 朝日新聞社 1994年 P229  
(注30) 同上 P259~260  
(注31) マルクス著 世界の大思想 資本論 4(第3部下) 長谷部文雄訳 河出書房新社 1969年 P297  
ここでも長谷部文雄の訳は「質量変換」となっている所、「物質代謝」という訳を採用した。  
(注32) マルクス著 世界の大思想 資本論 1(第一部全) 長谷部文雄訳 河出書房新社 1969年 P596  
(注33) マルクス著 経済学批判要綱 第2分冊 監訳者 高木幸二郎 大月書店 1959年 P338  
(注34) 沖縄人も独立国琉球王国の住民であつたが、日本侵略の犠牲となつた先住民族である。国連人権委員会は日本政府に対して沖縄人を先住民族として認定するよう要請している。また、アイヌの世界観について

**赤いプロレタリア**  
共産主義者協議会機関紙 発売中  
No.6 取り戻せ！変革への希望  
プロレタリア解放のために

(20ページ末尾より)  
だという反対論もある。  
プロレタリアートとしての態度は、国家主権と民族自決を不可分とするブルジョア民族主義的国家観を批判しそれを解体することであり、国内のあらゆる民族に首尾一貫した民主主義を適用することであり、国政を含めて一切の職種について国籍によるその制限をなくすことである。国会であろうと地方議会であろうと選挙権と被選挙権は滞在期間に応じて付与されるべきである。それは永住外国人には無条件に付与されるべきである。  
反動的入管体制再編にたいするプロレタリアートの任務  
入管行政が治安管理を基本としていたことを忘れてはならない。いまだに外登証常時携帯義務は撤廃されていないのである。在日朝鮮人に関わる政府官庁が、法務入管であり、公安を主とした警察であることはいうまでもない。そのために、在日朝鮮人が多いパチンコ業界が警察の利権の巢になつてゐることは周知のとおりである。そして朝鮮などの在日朝鮮人の金融機関の不良債権問題が国会でも取りざたされているが、過去の

自民党政治の実態を知られば国会で与党議員が業界に関して取り上げるとしては、そこに利権をきざさざるを得ないであろう。  
そもそも日本政府の入管行政は、在日外国人を治安管理の対象として、国籍の違いに基づいて国内諸民族の間の分断を固定化して諸民族の接近を阻害し、差別排外主義を温存助長する反動的な役割をはたし、なおかつそれを利用して労働者間に人為的な階層を生み出してそれを労働者の垂直的分業・格差と結びつけて分断支配・搾取を強化し利潤を増大させようとするブルジョアジーの利害を助けてきた。なるほど一部のブルジョアジーは、自由外国人労働者を使って利潤をあげたいと願っている。しかしながら大企業の場合は、外国に直接投資をして進出してそこで労働力を確保している場合が多いわけである。それでも、規制緩和の動きの中で専門技術者に限つてはより積極的に受け入れられるように入管法の改定がなされた。しかし中小零細企業が求めている外国人単純労働者の受け入れは認めていない。また難民については受け入れに消極的であるばかりでなく、政治難民を強制退去させている。なお、日米安保条約締結にともなつて定められた「日米地位協定」の対象となつてゐる在日米軍関係者は外国人登録法による登録が免除されている。  
1999年改定入管法によって不法在留罪が新設され不法就労者の雇用主への罰則が定められ強制

は藤村久和著「アイヌ、神々と生きる人々」小学館1995年を参照の事。日本は近代化の中でアイヌモシリ(人間の大地を意味する)と呼ばれてきた「北海道」を侵略し、自然収奪し、民族差別を続けてきた。アイヌの心情については萱野茂著「アイヌの碑 朝日新聞社 1990年」を一読することをおすすめする。萱野茂著「アイヌ歳時記 2000年 平凡社」も参考にされたし。  
(注35) マルクス著 世界の大思想 資本論 4(第3部下) 長谷部文雄訳 河出書房新社 1969年 P267

退去後の再入国許可の期間が延長された。民族不和や対立を解消し、民主主義を内容として前進させ国際プロレタリアートへ自己を高めるという国際主義的任務を日本のプロレタリアートが果たすために、外国人登録法の常時携帯提示義務の廃止などの外登法の差別排外主義的な内容の変革や入管体制の解体など、在日外国人への差別排外主義的治安管理体系の撤廃を促進しなければならない。

**当面の予定**  
NO-VOX 国際連帯フォーラム  
3/1~7 東京  
農の未来を語る会  
3/6 常陸太田

# 保安処分道の掃き清める 「医療観察法」を廃止しよう！

## 日弁連「渡辺脩論文」を批判する

北村 裕

### 1 はじめに

「医療観察法」は、今年で見直しが法律に明記された5年目を迎える。

2001年6月に起こった大阪池田小学校児童殺傷事件を契機として、当時の小泉首相の「保安処分新設」の発言を受けて、与党（自民党を中心）に国会日程が準備されたものである。法案審議の過程で、一部条文が変更されたものの、最終的には2003年7月に与党3党の強行採決により成立し、その後2005年7月15日より施行された。

保安処分制度は、精神障害者に対して再犯防止を目的に治療、改善を促し、拘禁するものである。これまで保安処分を導入しようという動きは、1996

1年、1974年の「刑法改正草案」の中に盛り込まれたが、日弁連、精神神経学会、精神障がい者等の強い反対によって見送られてきた経過がある。

「医療観察法」(正式には、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行ったものの医療及び観察等に関する法律」)は、既に施行されて4年3ヶ月たっているが、2009年4月の適用実態は以下のとおりである。検察官の申し立て件数は1415件、地方裁判所の審判は1362件なされ、入院決定825件、通院決定252件、医療を行わない決定239件、申し立ての却下46件である(法務省の資料)。また、指定入院医療機関は、昨年(3月末時点)で、国関係13カ所、都道府県関係3カ所、建設中がそれぞれ3ヶ所と7ヶ所である。これにより、整

備目標720床のところ、現在441床、国関係386床、都道府県関係55床に止まっている。この入院施設の不足を、現在指定外の病院を利用するという法の目的を犯す措置が行なわれている。

更に、自殺者が既に13名(入院名、通院10名)出ている。これは、通常の精神科における自殺者の数値に比べると格段に多い数である。

これまでは、2007年12月、肥前精神医療センターに入院していた男性患者が外出訓練中に行方不明になり、自殺と見られる鉄道事故で死亡した(佐賀新聞)事例が唯一新聞報道されたものである。この男性には、二人の看護師が付き添っていた。その後同センターでは、所在場所が確認できるGPS機能のついた携帯電話を持たせることを

試みている。

最近(09年の10月)、厚生労働省への情報開示の要求により、09年の9月末現在、入院では6ヶ月以内2件、1年6ヶ月から2年以内1件、通院では6ヶ月以内4件、6ヶ月から1年以内5件、1年以上6ヶ月以内1件、入院3件、通院10件の自殺者がいることが明らかにされた。自殺の様態は、入院では、「外出訓練中に無断退去し、その後自殺」1件、病院内での自殺1件、外泊訓練中に自殺1件、通院では、自宅において自殺を図り、死亡5件、自宅外において自殺を図り、死亡5件と報告されている。

この人数はあまりに高率であると思われるが、特に入院中の病棟内の自殺もあり、これだけ手厚い装備のなかでも

起こっていることに、大きな問題がある。また、入院のプログラムで、内省化が施されていたと思われるが、これが自らへの攻撃性を助長したと予想される。

### 2 進行している事態

指定外の病院も認める措置は、2008年8月1日に省令改正によって行われた。すなわち、指定入院医療機関の病床に余裕がない場合、①入院決定を受けた対象者、または②入院中の対象者について、指定入院医療機関以外の医療施設(特定医療施設)または指定入院医療機関の病床のうち指定を受けていない病床(特定病床)において、法の「入院による医療」を行なう措置を可能としたものである。措置の上限期間は、①(一)項措置)は最大3ヶ月、②(二)項措置)は原則3ヶ月、最大6ヶ月と規定された。しかしその後、2009年3月10日、一項措置の上限期間を、特定病床の場合最大6ヶ月に延長した。そればかりか、特定医療施設の人員配置基準も緩和し、「精神科救急入院料もしくは精神科急性期治療病棟入院料を算定する病棟」より少ない基準でも特定医療施設として認めたのである。

また、2008年7月26日には、最高裁判所の決定がなさ

れた。これは、医療観察法による医療を行なう必要はないと不処遇の決定がされたにもかかわらず、高裁で差し戻され、再抗告を最高裁判所は棄却し、地裁は入院を決定し指定入院医療機関に送られたケースである。最高裁は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行ったものの医療及び観察等に関する申し立てがあつた場合に、医療の必要があり、対象行為を行った際の精神障害の改善に伴って同様の行為を行うことなく社会に復帰できるようにすることが必要な対象者について、措置入院等の医療で足りるとして、医療観察法による医療を行わない旨の決定をすることは許されない」としたもので、これは多くの反対意見により、「再犯予測は不可能」と条文を削除されたことを否定するものである。「再び対象行為を行なう恐れの有無は削られたが、法の目的は「同様の行為の再発の防止をはかり」(第1条)となっており、この法律はまぎれもなく治安を目的としている。

そればかりではない。2006年4月より施行された「障害者自立支援法」は、障がい者福祉を解体させるものである。小泉内閣以来進められてきた市場原理主義は、福祉のサービスを「商品」として細切れにして提供する一方、それを利用する障がい者に自己負担を課し、彼らの少ない収入を更に収奪するも

のとなっている。

と「これでは、基本的に・・・保安処分制度とは異なる」。

また、「医療観察法の運用実績を見ると、圧倒的多数の審判例は、一般精神医療に根ざす医療観察法上の精神医療を認めてきたし、「一般精神医療とは区別された異質の『犯罪性司法精神医療』などというものは・・・事実上の身柄拘束一本やりの実態にならざるを得ない」という。そして、自ら医療観察法病棟の見学をして、「一般精神医療よりも、数段上の水準を行く精神医療が実施されている」と褒め称え、「指定入院医療機関における身柄拘束は『医療が成り立つ拘束』だったのである」と強弁している。

「医療観察法」では、強制入院の要件を、「対象行為を行なった際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行なうことなく、社会に復帰することを促進するため、入院させてこの法律による医療を受けさせる必要があると認められる場合」と定めている。

### 3 「渡辺修論文」(「自由と正義」2010年1月号)の犯罪性

「医療観察法」では、強制入院の要件を、「対象行為を行なった際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行なうことなく、社会に復帰することを促進するため、入院させてこの法律による医療を受けさせる必要があると認められる場合」と定めている。

渡辺修(日弁連・刑事法制委員会・医療観察法部会副部長)は、次のように述べている。「医療観察法は、・・・強制的な『拘束と隔離』だけを目指したものでないことは明らかであり、あくまで『医療と福祉』

を目的とした制度となっている」「これは、基本的に・・・保安処分制度とは異なる」。

また、「医療観察法の運用実績を見ると、圧倒的多数の審判例は、一般精神医療に根ざす医療観察法上の精神医療を認めてきたし、「一般精神医療とは区別された異質の『犯罪性司法精神医療』などというものは・・・事実上の身柄拘束一本やりの実態にならざるを得ない」という。そして、自ら医療観察法病棟の見学をして、「一般精神医療よりも、数段上の水準を行く精神医療が実施されている」と褒め称え、「指定入院医療機関における身柄拘束は『医療が成り立つ拘束』だったのである」と強弁している。

このように、渡辺は、「医療観察法の運用実態を積極的に評価することに立脚し」、「審判段階の裁判実務は、『治療による症状の改善と社会復帰の実現』を目指す方向で定着しつつあり、そのことが医療観察法の『保安処分的運用の防壁になってきた』といっているわけである。

この渡辺論文は、以下の点で断じて認めることは出来ない。  
① 保安処分は、再犯の恐れに基づき、拘禁する制度であるが、渡辺論文はこの問題を正面から取り上げていない。この「再犯の恐れ」は法案の審議の過程で批判され、「同様の行為を行なうことなく」と修正されたが、明

らかに、「医療観察法」は、精神症状の重さによって判断されることなく、検察や裁判所の決定によって拘禁するものとなつて

いる。しかし、渡辺氏はこれを「独立の要件ではない」として問題にしていけない。

② 渡辺は、「医療を伴う拘禁」は保安処分ではないと強弁して、金にもを言わせた施設や職員の配置を高く評価し、「医療観察法」の「手厚い医療とその拡大」を擁護している。既に「3名の自殺者が出ているように、「医療観察法」の医療は、鑑定入院、指定入院医療、指定通院医療、地域の医療と、治療としては一貫性がなく分断されたものとなつており、このことに言及していない。

③ 「医療観察法」の手続きでは、対象者とされる障がい者や付添い人の権利が、通常の刑事裁判に比べて保障がされていない。付添い人活動の実績を評価するのなら、付添い人活動の法的な制約や障がい者の権利の侵害を問題にすることこそ、弁護士

の役割のはずである。  
④ 最後に、渡辺氏は「医療観察法」を擁護する立場から、保安処分論者と「医療観察法」の廃止論者を同列に批判し、その違いには全く触れていない。まさに、日弁連のこれまでの「医療観察法」に対する批判も放棄して、「医療観察法」擁護Ⅱ緩やかな保安処分派という立場に立とうとしているわけであ

る。

このような、「医療観察法」を擁護し、精神障害者を抹殺しようとする渡辺論文の主張は断じて認めることの出来ないものである。

化という言葉が流布されて、いろいろな問題を個人の内面に還元し専門家に任せるとか、病院とか学校とかいろいろな形でミクロな権力装置が働いていたり、情報機器を使って監視する社会が出来ている。医療観察法によって監視体制が更に強化されていきつつある。

(呼びかけ)  
医療観察法の廃止を求める国会院内集会  
日時 3月5日(金) 11時30分～13時30分  
場所 衆議院第2議員会館第4会議室  
主催 医療観察法をなくす会  
reboot2010-  
owner@yahoo.co.jp

社会学者の市野川は、今の日本はセキュリティや安全性という概念、すなわち公共の安全性の論理が肥大化する一方、社会的な安全性、社会保障の枠組みがやせ細っていることに警告を発している。市野川はこれをルソーの「社会契約論」に起源を求めている。「この基本契約は自然的に人間の間にある肉体的な不平等のようなものの代わりに道徳上、及び法律上に平等を訴えるもの、だということ、人間は体力や生死については不平等—つまり違っている、様々でありうるが、約束によって、また権利によってすべて平等になるということである」と書いてある。つまり、ソー

シャルセキユリティにはそういう強い平等への意志が書き込まれていて、そのような社会的な安全性の論理が、やせ細ってきているということを知っている。

医療観察法を含めたこの社会のあり方は、社会的な視点をかなり欠落させて個人の問題に還元する形で心理という仕事

が成立していたり、心理主義

# 入管体制を解体し 差別・排外主義と闘い

## プロレタリア国際主義の発展を！

流 広志

〈寄稿〉

二〇〇九年七月、民主党も賛成して、入管法及び外国人登録法の改悪が強行された。外国人管理をより強めようとする、かかる法改悪を認めず、施行させない闘いを発展させていかねばならない。入管闘争の発展のため、入管体制を批判・暴露していきたい。

1

二〇〇一年の九・一一事件は、それに直撃された米帝ばかりではなく、世界の多くの国々で、治安管理体制の強化を促した。アメリカでは、入国する外国人への指紋採捺が義務化された。日帝もまた出入国の管理の厳格化を、水際の「テロリスト」の上陸阻止という名目で、強めている。日本政府は、二〇〇六年五月の入管法改正で、「テロリスト」と「外国人犯罪者」に対する管理の厳格化のために、入国審査時に外国人の指紋採取を義務付けた。それについて、『情況』〇九年六月号所収の山本興正氏（東大大学院博士課程）の『日本社会から消去、排除される人々』は、杉浦正健法務大臣（当時）の〇六年三月十七日の衆議院法務委員会での「また、これは入国の問題だけじゃなくて、政府全体として取り組んでおります治安対策、外国人犯罪対策及び不法滞在対策にも資するというふうに考えております」という言葉を引いて、「テロ対策」という名を借りた治安管理行政の拡大とみて差し支えないであろう」（二五二頁）と述べているが、そのとおりである。

彼は、その証左として、免除者（特別永住者、一六歳未満の者、外交官など）のうち、特別永住者の多数を占める在日朝鮮人に対して、八〇年代以降の指紋採捺拒否闘争の高まりによって、ようやく一九九二年に指紋採捺義務撤廃が勝ち取られ、九九年には一般外国人の指紋採捺制度も撤廃されたにもかかわらず、この制度が復活されたことは、やはり、

政府が、相変わらず、外国人を治安管理の対象としてしか見ていないことを意味すると言っている。また、この除外者の中には、日米地位協定で、そもそも外国人登録の対象外になっている在日米軍人・軍属が含まれる。氏は言う。

「データ提供を拒否した者は退去強制処分を受け、不服申し立て制度が設けられていない。個人情報・保有機関は「テロリスト」に有益な情報を与えることになるといって前から「出入国の公正な管理に必要である間」とされ、具体的に秘密となっている。また条件付ではあるが、個人識別情報は他の行政府、外国の入管当局に提供でき、「テロリスト」の認定は、法務大臣が、外務大臣、警察庁長官、公安調査庁長官、海上保安庁長官の意見を聴取したうえでこなわれる。さらに指紋採取だけでなく、入国する船舶等の長に対する乗員・乗客に関する事項の事前報告も義務づけられた。あらかじめ情報を入手し、入国管理局が保有する要注意人物と照合を行い、入国前に上陸手続き、退去強制手続き等の準備を済ませるための義務であるという。指紋データや個人情報、治安管理のために無期限に、主に治安関係の官・民の機関の連携の下に利用されているとい

うことがここから明らかである。日本において外国人の基本的な人権など無きに等しいと断言しているようなものだ」（二五二頁）。

彼が指摘するのとおり、この間の出入国管理体制の改変は、治安強化優先で行われており、外国人の基本的な人権への配慮などは、言葉だけのものでは、言葉だけのものではないことが明らかになっている。どうしてそうなるのか。それは、入管政策の具体的な歴史的経過を見てみれば、誰の目にも明らかなので、それを見ていきたい。

二〇〇七年に、法務大臣の私的懇談会の第五次出入国管理政策懇談会は、その下に「在留資格専門部会」を設け、〇八年三月に、「新たな在留管理制度に関する提言」と題する報告書を公表した。この「提言」を元に作られた入管法改正案が、〇九年三月六日に閣議決定される。報告書は、法務大臣への在留情報・随時把握の必要性、入管法と外登法の二元的情報管理の解消（入管法の一元化、外登法の廃止）、住民基本台帳制度と外国人登録制度の間の支障の解消をうたった。その骨子をそのまま残した改正案は、まず、対象を入管法上の在留資格をもつ中長期滞在者として、短期滞在者、外交、公用などの在留資格者は除かれている。

「具体的措置としては、これまで市区町村が事務を担当していた外国人登録に関し、居住地を除いてすべて在留許可申請時に地方入国管理局を通して法務大臣に届けなくてはならなくなる。そして従来の外国人登録証明書を廃止され、新たに、入管法適用者は「在留カード」、入管特例法適用者については「特別永住者証明書」と呼ばれるものを携帯しなければならない」（二五四頁）。

これについて、山本氏は、「本来入管法「改正」というのであれば、特別永住者の外国人登録そのものが廃止されてしかるべきである。だが、本「改正」法案では従来の通り、特別永住者は「治安維持」行政の対象となり続けなければならない。先に二〇〇六年の入管法「改正」における特別永住者に対する認識は引き続き保持されるのである（同一）と指摘しているが、これは、日本の入管制度の基本的性格を的確にとらえている。それは、入管の歴史をたどってみれば、明白である。山本氏が、「戦後日本の在日外国人管理の枠組みが形成されたのは、GHQ/SCAP占領期である。いつまでもなくその対象の中心であった」（二五〇頁）と言うように、戦後日本の入管政策は、旧植民地出身者で最も多い



在日朝鮮人をターゲットにしていたのである。それは、一八四七年の勅令である「外国人登録令」、一九五一年「出入国管理令」、一九五二年、サンフランシスコ講和条約発効後の「外国人登録令」、それと同時の通達「民事申第四三七号」での在日朝鮮人の国籍の「喪失」によって、つまり、「国籍・出入国管理・外国人登録」という三つの基本的な法的前提（同）が形成され、それが、日本の戦後の入管体制の法的骨格をなすことになるのである。これは、今でも変わっていないし、そうした基本的枠組みの中の多少の制度改変がなされてきたのである。そうして、その土台の上に、近年増加している新しい在日外国人をも含めていったのである。

2

二〇〇七年末現在の外国人登録者数は、一年で3%増加の約二二二万人で過去最高を更新、総人口に占める割合も一・七四%で過去最高を更新している（〇八年度「入管白書」が、その在留資格（入国目的）は、二七種に分類されている。この中で、最も多いのが、「永住者」で、一年で、約五万二千人（一一・九%）増加の約四九万二千人、そのうち、中国が約一四万二千五百人で、最も多い。在日朝鮮人がほとんどを占める「特別永住者」は、〇七年末で、四二〇・

三〇五人、一年で、約一万人ほど減っている。しかし、在日朝鮮人の日本国籍取得が短期間で進むという坂中英徳（元東京入管局長）が、かつて「予言」したほどのスピードではない。また、近年、いわゆるニューカマーと呼ばれる外国人が、多種多様な目的、あるいは事情を抱えて、日本に在留する数が増加し続けているが、特に、その中でも、移住労働者として来日する外国人の数も多く、さらに、「不法滞在者」も増加しているのだが、こうした外国人労働者に対する財界の基本的な考え方が、「新たな在留管理制度に関する提言」の巻末資料として

付けられた日本経団連などからの意見聴取の概要に現われている。その中で、経団連は、「外国人材受入問題に関する提言」（二〇〇五年四月）、「外国人材受入問題に関する第2次提言」（二〇〇九年三月）で、「在留管理・就労管理は重要課題のひとつと位置づけられているが、外国人材受け入れのために、まず、外国人の満足な労働や快適な生活の前提として、「外国人が義務を履行、権利を享受」することを指摘し、治安悪化、地域社会でのトラブル増加に対処するため、「外国人の就労管理について法的・制度的な基盤整備を早急に進めること」を重要課題にあげている。そして、外国人登録制度と住民基本台帳制度を融合させ、世帯単位で管理に移

行させるよう主張している。さらに、改正雇用対策法の外国人雇用状況届出と外国人登録、出入国管理の情報を相互に紹介可能なようにして、職場での外国人労働者管理と治安管理の双方が連携した外国人労働者の管理強化を求めている。そして、「外国人が我が国で快適に働き、生活し、年限がきたら本国に戻るといふローテーション型の外国人材受け入れを進めていくべきである」として、あくまでも、経団連は、短期雇用、短期滞在の使い捨て型で、労働力需給調整のための相対的過剰人口の扱いを基本とすることを主張している

のである。このような大企業や中小企業の利益を代表する経団連と異なる主張をしているのは、中小企業の集まりである全国中小企業団体中央会である。まず、かれらは、入国管理局は「取締り」のイメージが強いとして、あらたな在留管理制度、外国人の情報の一元化を、「取締り」の強化ばかりが強調されているという印象を持つていることを表明している。これは、おそらく、適当な労働力確保が困難で、外国人労働者を多く雇用している中小企業の本音であり、かれらが、実際に、雇用外国人労働者の情報の届出制や違反への罰則強化などによって、入管のきつい「取締り」にさらされてきたことを指しているのだから。

外国人情報の一元化に懸念を示し、人権・プライバシーへの配慮という条件をつけているが、この在留管理制度を否定しないと言う。さすがに、「就労資格が無くても労働諸法は適用されており、雇用保険や労災保険の未加入、未払賃金等の請求については、円滑に行えるよう議論してほしい」と、労働者の社会的権利について指摘している。しかし、在留カードには反対しないことや「特別永住者」への住民基本台帳の準用を主張することなどで、外国人の人権をあまり真剣に考えていないことを自己暴露している。全日本金属産業労働組合協議会（電機連合）、「自動車連連」、「JAM」、「基幹労連」、「全電線」は、技術などの理由をあげて、日本人労働者の長期安定雇用を基本とする立場から、短期外国人雇用制度に明確に反対している。それに対して、日弁連は、主に、個人情報保護の観点や多文化共生という観点から、批判的である。

経団連は、露骨に、外国人労働者を、治安管理の対象とすると同時に「ローテーション型」として、必要なときだけ、短期契約で使いたいという願望を示している。それと、中小企業の態度が異なっており、立場の違いが入管政策への態度の違いとして出ている。

ここで、山本氏が指摘する「多文化社会」や「多民族社会」という理念がはらむ問題点について理解しておかないと、入管体制としっかりと闘えないと思うので、それについて見てみたい。坂中は、は、かつて、悪名高い「坂中論文」で、在日の「帰化」の推進を説いたが、彼は、今では、「多民族共生社会」論者になつてきているのだが、それは、「多民族共生社会」の主体たりうるのは、あくまで日本国家によつて日本というナショナルな空間に存在することを許容され、それを攪乱する可能性がない者だけ（一六〇頁）だということである。日弁連の批判も、そもそも、これまでの日本政府の外国人政策が、一貫して、外国人を潜在的犯罪者と見なし、治安管理対象としていることへの批判を欠いている。山本氏が言うように、戦後、日立就職差別反対闘争をはじめ、指紋押捺拒否闘争などの闘いによつて、ようやく、一部で、多少の権利が獲得されたにすぎないのに、もはや植民地支配の清算が終わつたかのように言うものが、出てきている。

3

こうして戦後日本の排外主義、植民地支配の清算の未達成ということがもたらした一つの帰結が、「在日特権を許さない市民の会」に典型的に現われている。すなわち、かれらは、これまで多くの犠牲を払つて、多少、勝ち取られてきた「在日」の諸権利を「特権」呼ばわりし、その権利を剥奪し、他の在日外国人と同等にすべきだと主張している。かれらは、それが平等だと言つた。言うまでもなく、在日外国人は、日本人が持っている権利の一部しか認められていない。つまりは、「在日」を、その歴史的経緯をまったく無視して、一般外国人扱いすることが、権利において日本人の下一般外国人並みとすることが平等だというのである。かれらは、主に「在日」に適用されている「特別永住者」という在留資格を「特権」だとして、その剥奪を要求している。さらに、かれらは、今、民主党が国会に提出しようとしている永住外国人への地方参政権付与法案は、さらなる「特権」を加え

ることになるとして、それに猛烈に反対している。しかし、この法案は、在日朝鮮人の中でも、主に総連に属する朝鮮籍の人々は対象外としている。南北に分かれている朝鮮半島政策で、日本政府が、北部の国家を敵視し、南部の国家である「韓国」との間では、在日朝鮮人の地位や政策に対して、日韓の外交交渉の対象としているが、朝鮮民主主義人民共和国に対しては、そうした場すらないままに、朝連以来の敵視政策を続けているのである。そうして、一九六五年の日韓条約もそうであり、冷戦中での「反共」政策としての、南北分断、南の反共政権の支持・支援と「共和国」敵視政策こそ、戦後の日本の入管政策を貫く基本的な枠組みなのである。

しかし、国際化という政府のかけ声が、どれほどのレベルであるかというところは、この間の入管政策、ことに、難民政策の実際を見れば、自ずと底が知れる。日本政府は、一九八一年に「難民条約」を批准しているが、年に数十人程度しか難民認定しないことでも明らかである。こうした、政治的なりスクを被るような外国人は極力受け入れないようにしている。山本氏が言うように、「良い」外国人だけを受け入れ、「悪い」あるいは潜在的に「悪い」と見なされるような外国人は受けられないという選択を、政府の判断として行っているのである。難民認定や在留資格認定に関わる多くの部分が法務大臣の自由裁量権にゆだねられており、裁量が左右するところが大きいのである。例えば、法務大臣の自由裁量となつている「出入国及び難民認定法」(入管法)に基づく難民認定の数を見てみると、二〇〇八年度、一五九九人の難民申請者に対して、難民認定されたのは、わずかに五七人、不認定が七九一人、不受理が八七人とい

うお寒い状況である。注目されるのは、人道配慮による在留された者のうち、人道配慮することとされた者の数であり、在留資格変更許可及び期間更新許可数も含まれる(〇八年「難民認定申請及び処理数の推移」法務省)というものであるが、この「人道配慮による在留」者は、〇七年に八八人であったのが、一年後には三六〇人に増えている。この二二年間の合計では、難民認定は七二九七人、不認定が五〇八人、不受理が四三九九人、人道配慮による残留が八八二人となつている。また、難民政策が、入管法に合体させられているが、これを執行する入国警備官は、国家公務員法上の警察職員とされ、入国審査官・入国警備官は、武器の携帯と使用を認められている。また、入管法は、日本人の出入国にかんする規定があり、外国人のみに適用される法律ではない。

さらに、山本氏の言うところ、戦前の日帝の植民地時代、それに対する三・一独立運動など、反日本帝国主義独立運動の高まりに対して、被抑圧民族として潜在的反抗者として、脅威を感じつつあった時期に起きた関東大震災において、自警団や警察・軍隊などによる朝鮮人虐殺事件が発生したように、いわば、潜在的な反抗者としての「在日」が、治安管理上の「潜在的犯罪者」として表象されたことを今も継承している。そのことについて、何ら総括されていないし、そうした発言も文書もないのである。そのことを無視

し、何ら総括がないまま、ただ時代の変化ということ、日本人の少子化の進展による労働力不足への対策として、いかに労働力をスムーズに確保するがという財界と共通する視点から、坂中が「多民族共生社会」という聞こえのいい理念に飛びついたのである。

しかし、国際化という政府のかけ声が、どれほどのレベルであるかというところは、この間の入管政策、ことに、難民政策の実際を見れば、自ずと底が知れる。日本政府は、一九八一年に「難民条約」を批准しているが、年に数十人程度しか難民認定しないことでも明らかである。こうした、政治的なりスクを被るような外国人は極力受け入れないようにしている。山本氏が言うように、「良い」外国人だけを受け入れ、「悪い」あるいは潜在的に「悪い」と見なされるような外国人は受けられないという選択を、政府の判断として行っているのである。難民認定や在留資格認定に関わる多くの部分が法務大臣の自由裁量権にゆだねられており、裁量が左右するところが大きいのである。例えば、法務大臣の自由裁量となつている「出入国及び難民認定法」(入管法)に基づく難民認定の数を見てみると、二〇〇八年度、一五九九人の難民申請者に対して、難民認定されたのは、わずかに五七人、不認定が七九一人、不受理が八七人とい

ない会」は、「行動する保守」を標榜し、総連や朝鮮学校、民団、慰安婦問題のイベントなどに対して、抗議行動を活発に行い、一部では襲撃をしかけている。さらに、「行動する保守」の看板どおり、街頭デモなども組織しており、一月二〇日のこれらの全国大会では、五〇〇人が参加し、その後、ヘイトなスピーチを街にばらまきちらした。それに対して、有志八〇人余りが、新宿駅南口付近で抗議行動を行った。「在特会」の主張は、小林よしのりなどのバックラッシュ派の歴史認識をオウム返しにしているものが多い。かれらの歴史認識そのものは、引張つてきている元資料に当たってみれば、デタラメなことがすぐわかるようなものが多い。しかし、いわゆる左翼の側が、九〇年代から今日まで、このバックラッシュに対して、あまり反撃していかないように見えるのが気になるのである。運動側の意見対立、分裂などがあつたのは確かに一つの要因であつたということは言えるだろう。しかし、基本的には、山本氏が指摘する問題がある。

「…現在、日本ではその闘争によつて獲得された当然の諸権利が「在日特権」なる言葉でもつて攻撃の素材とされ、それがまるで彼らの全面的な真実を語るものであるかのよう

なっている。そして日本社会にとつての「北朝鮮」と在日朝鮮人が無条件に連結され、官・民一体の弾圧が当然のようにおこなわれている。それに対するかつて「革新」とされてきた人々の沈黙と容認および追従は、いかに日本社会が植民地支配に起因する民族問題を回避してきたかを切実に物語っている。日本の排外主義を問うてきた戦後在日朝鮮人の権利擁護の運動は、その意味を理解されることなく容易に「在日特権」という言葉の下に貶められてしまつている。こうした現在の日本の状況は明らかに抵抗の手段を徹底的に封鎖しながらすすめられる「植民地主義」と言えるものである(一六一頁)。

すなわち、「在日」の歴史的存在の意味と朝鮮半島情勢を安易に結びつけて、両者の位相の違いを区別せず、それらの差異を捨象し同一化することで、この間の「拉致問題」での「北朝鮮」との対立を、「在日」の民族性の抹殺を正当化することになつたが、それに対して、日本の左翼の多くが、力弱くしか反撃出来なかつたのは、少なくとも土俵の一部を共有していたからであるというのである。「拉致問題」の位相と植民地主義の清算の位相には違いも関連もあるが、それがいつの間にか、同一の位相にあるものと見なされるように

なつたのである。そして、チヨゴリ姿の女子高生を街で見かけなくなるという風景が、まるで当たり前の風景のようになってしまつているが、これは、異常な状態であり、「在日」の民族性の表現すら、危険性を感じさせるといふ異常なことが、日常化し、それにならされてしまつているのだ。坂中が、もし、多民族共生論者であるなら、こうした風景を、それに反する異常な風景だと感じるはずだが、彼はそれに対して何も言っていない。山本氏が言うところ、坂中にとつて、国益にならないと彼が見なす民族性には冷淡なのである。山本氏は、「多民族社会」は、植民地支配の清算をきつちり果たした上でなければ、真に実現しないと述べている。まさに、その通りであつて、日朝関係がどうであろうと、その歴史的な総括をやつた上でないと、この社会の真の多民族社会化の道は切り開けないのである。ただし、それは、国際関係を無視して、この社会がそれと切り離されて表現されるというものではない。ことは言うまでもない。むしろ、逆であつて、国際化と送り出す立場の両者を含んでいるのである。そこに、共通の利害を持つプロレタリアートの立場が貫かれねばならないのであるが、そのことは歴史的具体的な民族間の関係、支配民族と被支配民族の「民族」としての立

場の違いから来る階級闘争上の任務の違いを踏まえなければならぬのである。血債論は、その点を曖昧にすることで、民族問題と階級闘争をしっかりと結びつけることが出来ず、小ブル民主主義の枠内に闘争を押し込めている。その限界を突破しなければならぬ。

ブルジョアジーは、自国民優位の立場を、国際的にも貫徹しようとし、そのような絆を断ちきろうとし、ブルジョア国家は、その意を汲んで、排外主義的入管政策を取っている。そして、それを民間で代弁し広めようとしているのが、「在特会」などの右翼勢力である。そして「在特会」は、ファシズム的な運動になりつつある。それが、国際プロレタリアート団結の発展を利益とする共産主義運動と根本的に相容れないことは明らかである。そして、かつてブントが高々と掲げた「プロレタリア国際主義と組織された『暴力』」のスローガンの精神に反することも明らかである。今日、ブントを継承し発展させようと考えた共産主義者が、この基本的テーゼをどう具体化し、実践するか、という課題に答えなければならぬことは明らかである。

差別排外主義的な入管体制を解体し、「在特会」などの排外主義右翼と対決し、国際的なプロレタリアートの姉弟的な絆、プロレタリアの友愛の絆を強化し

なければならぬ。植民地主義を清算し、差別・排外主義と闘い、朝鮮半島の姉弟たちと手を握る国際的連帯の絆を強化する課題を前進させよう！ 難民の政治的自由を獲得するために闘おう！ プロレタリア国際主義を発展させよう！ 万国の労働者は団結せよ！

(参考資料)

現在、民主党が国会に提出しようとしている永住外国人地方参政権法案を含めて、一九九九年の入管法改定について、「改定入管法（一九九九年）」と在日外国人政策の諸問題（『火花』二二三号二〇〇〇年三月所収）で書いているので、参考資料として掲載しておきます。

「改定入管法（一九九九年）」と在日外国人政策の諸問題

昨年の入管法改定については、国会審議において十分な議論と社会的関心が高められたとはいいがたい。排外主義との闘争という点からもオーバーステイの外国人への罰則強化が盛り込まれた今回の入管法改定は重大な問題である。同時に行われた外国人登録法改正による指紋押捺制度全廃の措置は一九八〇年代の指紋押捺拒否運動の、弾圧をはねのけての大きな犠牲を払ったことの成果としてかちとられたたという面もあるだけに

同時に行われた入管法改定は排外主義を強化し日本社会の閉鎖性を固める方向に作用する改悪といわざるを得ない。これを批判し入管体制を解体することはプロレタリアートの重要な任務である。そこでこの問題の歴史と経過をおさえつつ、問題点をあきらかにしておきたい。この分野におけるプロレタリアートの態度についての政治決議などの基礎として役立つことを期待している。

外国人登録法改定その他在日朝鮮人をめぐるいくつかの問題

一九九一年の外国人登録法改定は、それまでの在留資格を整理統合して多くの在日朝鮮人が特別永住者に組み入れたものである。ところが政府一法務省一入管当局は、特別永住者に退去強制の適用条項を残し相変わらず日帝の植民地支配に起因する在日外国人（そのほとんどは在日朝鮮人）を治安管理の対象としつつけるという排外主義的姿勢を根本から改めようとしていない。一九九九年の外登法改定では、指紋押捺制度を廃止したが外登証常時携帯義務を廃止していない。

一九九〇年代をとおして訴訟などによって問題になっていた戦後補償問題についても裁判所が立法的解決の必要と指摘しているにも関わらず前進してない。

い。ようやく民主党などが立法化の動きを始めたばかりである。一九九三年の村山政権の下での不戦決議は過去の侵略戦争を謝罪した。しかし同時に進められた従軍慰安婦問題の解決策では、政府による個人への直接補償は実現しなかった。旧従軍慰安婦への補償は民間基金による補償という形となり、それが当事者や当事国の反発から補償事業が停滞する事態を生み出した。そして右派による民間基金にたいする批判と攻撃が激しく行われた。それは戦争認識から教科書問題にも波及し、その後、全面的な歴史認識論争に発展していった。

今から見れば、国家補償に踏み込めなかつた不戦決議の中途半端さが右派につけいるすきを与えたことは明らかである。戦争が国家主権の発動であつた以上、国家補償によって責任が果たされるのは当然である。民間基金では一部の善意の国民が責任を肩代わりすることになってしまふからである。それが国家責任の回避と受けとられたのは当然である。こういう相手の善意を当てにするような無責任なやり方にはやはり問題がある。ようやく戦後補償法制定の動きが出てくるわけだが、そこではふたたびこのような無責任をくりかえさないようにしなければならぬのである。この問題がもつばら朝鮮人との間の問題となつたことについては、日帝の

植民地化と植民地統治の特殊性ということもあろうが、同時に敗戦後の戦後処理、戦後補償において示した不誠実な態度や治安対象として弾圧したことや差別などの歴史がある。

改定入管法と定住外国人問題

他方で定住外国人問題は、バブル期の土木・建設・サービス部門などでの単純労働者の不足に対応して国内労働力需要の拡大に対応する形で中小零細企業などへ中間で密入国を組織するあつせん業者や非合法組織の恒常的な活動によって定着したことから大量の超過滞在者を大量に生み出した。バブル崩壊以後の長期不況の状態の中で、日本社会に定着した定住外国人の二世が、在留資格のないまま、いつ退去強制されるかわからないという不安状態で就労就労問題に直面している。さらに定住外国人の中には、事実上の政治亡命者や難民が相当数ふくまれていてと見られ、難民受け入れに消極的な政府の姿勢によって、彼ら彼女らは困難な状況に置かれていのである。

前者の場合は、好況期の労働力不足を外国人労働者の合法的導入や積極的な移民政策を策定するなどの真つ正面からの解決策のないまま、治安管理の対象として対処しつづけたことによつて、在日外国人の生存、生活、教育、医療、社会保障等々

の諸問題への現実の対処は善意の人々の支援や活動や彼女ら自身の自己努力にゆだねられ続けている。オーバーステイの在日外国人を受け入れている学校現場の努力などが積み重ねられていくが、突然の退去強制によつてそれが無に帰すケースがくり返されている。

そもそもオーバーステイの原因は基本的にはそれを必要としている日本の経済社会状況にある。報道などではそれを当人身に帰しているケースがあるが、それはこうした日本社会の側の問題を不問に付した不当な見方である。当人の意志だけがあつても雇用する者がなければ働けないし、働き続けられないのである。今年2月の改定入管法施行直前に入管事務所に殺到した超過滞在外国人労働者の一部は、働く場がなくなつてきたという状況の変化に対応した自発的な出頭者であつた。長期不況の中でこうした労働力需要が減少してから入管法改定で不法就労者を雇用する雇用主への罰則を設けたわけだが、それが的外れなことはいうまでもない。この方策が好況時にどんな役割を果たすことになるかは十分に予測できる。

一方で看護士資格をはじめ外国人への資格取得制限の撤廃や地方自治体での一般行政職への条件付きの採用など、国籍による職業選択の自由の制限は徐々に緩められてきているのは確か

である。しかし、政府の基本方針は外国人に開放する職業を専門職などに限り、単純労働者の受け入れを拒否した。また、ところがすでに日本社会に定住し定着している在日外国人の多くが単純労働者であり、その二世が成長してきているという現実がある。

政府「法務省」入管当局が治安政策としての基本姿勢を崩さず入管行政を行っているために、それだけ社会の閉鎖性を強めており、その分だけ差別排外主義を温存助長する根拠を作り出している。それが社会に及ぼすマイナスの影響は、国際的に結合を深めている経済実態と社会現実が乖離し、在日外国人にとつただけではなくその他の社会成員にとつても抑圧的な作用を及ぼすこと、人々の間に疑惑と不安と不信を拡げ、あるいは信用を低下させ、人間活動を萎縮させ生活態度を過度に不活発化させること、諸外国の人々に日本社会への否定的感情を拡大すること、等々がある。

労働者にとつての排外主義の否定的な作用は、労働の間に不当な垂直な階層をつくりだして労働者を分裂させ、労働者同士を不毛な競争に駆り立てて資本の支配と搾取の強化を結果としてしまうことである。それは賃金水準を低く抑える用具となり、また労働条件を低めるテコとなるが、排外主義はそれを民族的な対立に置き換える。外国人労働者は日本人の職を奪うと排外主義は強調する。ところが、外国人労働者は企業には利潤をもたらす。利潤は増えしたがってブルジョアジーを儲けさせブルジョアジーの利益を増やしブルジョアジーの富は増大する。ブルジョアジーは、一方では排外主義を主張し利益を強調するが、他方では不法滞在の外国人労働者を雇い働かせる。だから労働者は排外主義をはつきりと拒否しなければならない。

永住外国人への地方参政権付与法案をめぐる諸問題

在日外国人問題で現在国会に自由党・公明党が提出した永住外国人への地方参政権付与法案がある。それについて簡単に触れたい。まずは歴史的経過から。

そもそも日帝時代には内地に限り選挙権・被選挙権の双方を有する参政権が植民地出身者には認められていた。ところが、1945年の敗戦後その年のうちに選挙法（地方自治法付則20条）が改定され、戸籍法を適用されない者には選挙権・被選挙権を暫定的に停止するという付則が定められ、参政権が停止されたわけである。GHQの占領統治下において、日本政府の在日朝鮮人への施策は、講和条約締結までは日本国籍者としてながら同時に自らの都合に合わせて外国人とみなすとすることが合

主観的な態度に貫かれていた。1946年3月、「朝鮮人、華民国人、本島人及本籍を三〇度以南（国の島を含む）の鹿児島県又は沖縄県に有する者登録令」（昭和二十一年厚生省、内務省、司法省共同令第一号）が制定された。1946年には「出入国管理令」を公布しようとしたが、GHQの反対によって延期された。1947年には「外国人登録令」（ポツダム勅令第207号）を公布した。それには、「在日朝鮮人は当分の間、外国人」（第一条）とする規定があり、違反者への罰則と強制退去が盛り込まれていた。これで敗戦直後の施策がとくに在日朝鮮人にたいして暫定的な性格を表明していたことがわかる。その後、1952年には法務省に入管管理局が設置され、入管行政を所管することになった。外国人登録事務は治安当局が扱うことになったのである。

1951年10月、日米安全保障条約の締結による占領期のポツダム勅令の廃止にもなつて、1952年4月28日に「出入国管理令」と「外国人登録法」が生み出された。この二法が、その後の政府の外国人施策の基本法規となる。これによつて、敗戦後の在日朝鮮人にたいする施策の暫定性が破棄されたのである。

1952年4月28日の「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」（法律126号）によつて、戦前からの居住者と1952年4月28日までに生まれたその子供には別の法律ができるまで引き続き在留資格なしで在留できるとしていた。1952年4月29日以降に生まれた者は「外務省令第14号」（同年5月12日）によつて特定在留者としての地位を有する協定が行われ、1965年日韓条約締結にともなつて、韓国籍を特別扱いする「在日韓国人法的地位協定」が結ばれ、外国人登録証明書の国籍記載欄の韓国記載は国籍であるが朝鮮は符号であるという政府統一見解（1965年10月）を出したのである。

このことを踏まえて、現在の国会に自由党・公明党によつて提出されたいわゆる永住外国人地方参政権付与法案を見ると、そこでは参政権付与の要件を永住外国人のうち、外国人登録証原本の国籍記載者としており、そこから朝鮮記載者および無国籍者は除かれている。それが、日本の対朝鮮半島外交の基本態度や政治姿勢を色濃く反映していることはいままでもない。1991年の入管法改定における特別永住の新設にあたっては外登記原本国籍記載の韓国・朝鮮記載の区別は問題にならなかつた。

ところが、この永住外国人地方参政権の要件に国籍の区別が加えられたのである。ようする

となつていのである。それと同時に在日朝鮮人の地位や権利をめぐる問題は、韓国政府との二国間協議に多くかかるところになつていいるが、そのことが、在日朝鮮人の間に分断を深める原因になつていいる。1950年6月25日にはじまる朝鮮戦争の最中に進められた日韓会談予備会談では、在日朝鮮人の地位に関する協議が行われ、1965年日韓条約締結にともなつて、韓国籍を特別扱いする「在日韓国人法的地位協定」が結ばれ、外国人登録証明書の国籍記載欄の韓国記載は国籍であるが朝鮮は符号であるという政府統一見解（1965年10月）を出したのである。

このことを踏まえて、現在の国会に自由党・公明党によつて提出されたいわゆる永住外国人地方参政権付与法案を見ると、そこでは参政権付与の要件を永住外国人のうち、外国人登録証原本の国籍記載者としており、そこから朝鮮記載者および無国籍者は除かれている。それが、日本の対朝鮮半島外交の基本態度や政治姿勢を色濃く反映していることはいままでもない。1991年の入管法改定における特別永住の新設にあたっては外登記原本国籍記載の韓国・朝鮮記載の区別は問題にならなかつた。

ところが、この永住外国人地方参政権の要件に国籍の区別が加えられたのである。ようする

に、永住外国人の基本的権利の問題が国家間関係と結びつけられたわけである。ところが在日朝鮮人問題の歴史的経過をみれば明らかのように、それは日帝による植民地支配によつて発生した問題であり、その後、日本の敗戦と朝鮮半島における二つの分断国家の生成によつて新たな国籍問題の発生によつて国籍選択の幅が生まれたのである。したがつて、在日朝鮮人の日本社会における権利の問題は日本社会自身が解決すべき課題であり、国家間関係と直接に結びつけられてはならないのである。

しかしこの法案はそれらを混同させていいる。ようするに日韓米の三国同盟関係の強化という国家間関係のための用具として在日朝鮮人の権利問題を利用しようとしているのである。このような在日朝鮮人の間に分断を深めるような形の地方参政権付与法は容認すべきではない。加えて、それは被選挙権がないという意味で不完全な参政権である。また、国政への参政権がない、等々の問題がある。

またこの法案には、与党自民党内に国家主権と民族自決権を不可分一体とする国家意志形成過程への参加要件を国籍（日本籍）とする反対論がある。また相互主義として相手国での日本人の参政権付与を条件とすべき

# 追悼

望月 彰さん

野田紀泰さん

伊波尚義さん

佐藤 秋雄

望月彰さんへ

「日米安保条約無効確認及び損害賠償請求事件」を原告、佐藤秋雄、被国、日本国として、横浜地方裁判所に提起しました。

望月さんと1980年代後半、除新米、淵上太郎さんと再開していろいろ、何かとお世話になりました。

望月さんの「絶対平和主義」「相互扶助・共同体論」に共鳴してきました。

私は、1980年代「アイヌ・沖縄」と出会って、かつての学生主体の「プロレタリア独裁・街頭闘争主義」に大いに疑問を持っておりました。そのような折りに望月さんの「絶対平和主義・共同社会論」に出会ったのです。

この度の日本国を被国とする訴えは、「絶対平和主義」の立場の表明となります。この立場から第一に1951年のサンフランシスコ条約（1952年実行）単独講和に反対であることです。朝鮮戦争（1950年）警察予備隊7万5千名で創設、これらは明らかに「冷戦構造」に規定されたものであり、北アメリカ帝国主義と一方的な「軍事同盟・平和」条約の締結を意味します。私は、このような「平和」条約・日北米条約に反対です。

「改訂・新安保条約」とは疑いもなく軍事同盟の強化に他なりません。

ませんでした。それは、日本独占資本と同時に兵器を保有する軍隊へ編成された。北米軍と自衛隊の緊密な関係は条文化された。日本資本主義の復活と軍の再生こそが「親日北米安保」1960年の実態である。

第二に「絶対的平和主義・共同社会論」には国境や「国民国家」なる強制概念と法律は必要ないということである。軍事力は仮想敵を念頭することにおいて成立する概念であり物質力である。仮想敵を念頭し作り出すことにおいて成立し維持される軍事力「日北米軍事同盟」は、これを廃止・廃絶されなければならぬ。特殊に組織された人間集団としての自衛隊、これは廃絶されなければならない。

全人民による「自律自治・共同社会」には特殊に組織された人間集団など必要としないのである。国境もなく、地方・中央もなく、すべては住民自治となる。とき、人間を拘禁する施設としての刑務所を始め人間を殺傷し地域を占領する目的をもつ軍隊はこれを必要としないのである。

「日米安保条約無効訴訟」の弁論を以上の要旨にそって展開したい。

望月さん

望月彰さんには、『翔る』（2005年廃刊）に協力いただき、『農民連合・東京』の結成大

会（1995年）には、2月の寒い日、八王子旧由木村まで出向いていただいた。その後も「大豆畑トラスト運動」に参加いただき、今日なお継続していただいている。

望月さんとは「家の光会館」でのコンサート、西武デパート劇場での発表会などで、その美声を聞くほどのおつき合いであった。しかし、すでに記したように、私たちの活動を常に力強く支援下さったのは事実である。

議論と言えは何かの催しの二次会（飲み会）でするのが習わしで、正面から議論してこなかったことを残念に思っている。

望月彰さんが亡くなられて早一年になろうとしている。

私にとって、望月さんは1960年代のベトナム反戦闘争の高揚時、職場、地域で労働者とともに街頭で奮闘する姿である。大先輩が街頭で奮闘する姿に「私も負けられない！」と思ったことはたしかである。20有余年を経て再開した望月さん、その活動スタイルに変化を見てとることはできない。

た。あくまでも、職場で現場の重みを理論化（普遍化）すること。偶然を偶然とすることなく理論化することにおいて人々と

の絆、団結を強めていった。これが、労働組合活動であり、反原発・たんぼぼ舎の活動であ

る。

望月さんのパトスの源泉を「望月彰さん偲ぶ会」の会場に「家族が出席されていたこと当日配布された、リーフレット（たんぼぼ舎製作）に家族写真が何葉か収められていた。この一事によってある種納得するところである。

ごく自然体でこの世の矛盾を告発し行動する。

私もかくありたいと。2010年1月25日

伊波尚義について

1963年秋「一部就職差別反対！」「学割での三角定期実現！」「授業料値上げ反対！」を掲げて全国の大学夜間部（二部）学生自治会あて「夜学連結成」のよびかけ文を送った。

その当初（1963年暮から翌年にかけて）、理大、法大、明大、早大2世、同大、立命など参加あり。（その後理大二部自治会は夜学連本部であることが理大二部自治会改質で教えられる）

最終的に残ったのは、早大2世と明大大学院と学生会本部のみとなったのである。

伊波尚義との出会いは、「上杉処分撤回闘争」の明大記念館前抗議集会である。

1961年の「政暴法反対闘争」、1962年大管法反対闘争などで出会うことはあっても口をきくことはなかった。「上杉処分撤回闘争」で始めて

ある。そして「夜学連結成」よびかけで、学苑会に週1回ぐらいは通うこととなった。

彼は多くを語らずである。

この1964年は、オリンピックの年であり、未曾有の東京の東京都の水道水不足の年であり、原子力潜水艦寄港の年であり、日韓会談が始まった年でもあった。それ故、学生会本部に集まった数校の活動家は「情勢分析」から話を始める始末である。日本帝国主義論一日韓会談紛争が次第に声高となっていた。ついに、早大2世と学苑会と学生会本部のみとなったのである。

1965年2月11日椎名悦郎外相訪韓阻止羽田闘争において、三者三様の行動、隊列となることによって「夜学連結成準備会」は終わった。もちろん、伊波尚義と私は、ブント・M・L同盟の分裂によって、その関係は一時途絶えたと云って良いであらう。

再開することとなるのは「野津干潟の復元」にかける伊波尚義の活動によってである。「野津干潟を守る」とことと合わせて、反原発や環境破壊に抗して習志野市議に立候補。習志野市議に立候補。習志野市議選応援に泊まり込んで参加して以来旧交を温めることとなった。

また、習志野には沖縄県学生会館もあったことから、何かと伊波尚義には世話になったのである。

更に、1996年9月沖縄での米軍兵による「少女暴行事件」が発生し、全国で抗議行動が展開された。

この1996年、伊波尚義は「沖縄千葉県人会会長」として「米軍糾弾闘争」を組織していたのである。偶然が入ってきた。「今日は?」と。伊波さんは「今日は、上で米軍糾弾集会をやる」と。千葉県連と東京都一緒である」と。

伊波さんは、とても忙しい中「望月彰」コンサートにも顔を出してくれた。

平和を希求する先輩

06年、小川登、蔵田計成などのよびかけによる「憲法改正反対!安倍内閣打倒」闘争は、07年以降「憲法9条改憲阻止の会」となって現在に至っている。この会で伊波尚義は勢力的に活動していた。

伊波さんとは、いつでも闘争現場であった。

これが私の印象である。

伊波さんに唯一詰問されたのは、「9条改憲阻止の会」のデモ中である。

「何故、M・Lは分裂したのか?」「何故、君は統一派に行っただのか?」

「何故、M・Lは分裂したのか?」「何故、君は統一派に行っただのか?」

脚点を理論化するほどの能力などそもそも合わせていなかった。にもかかわらず、「夜学連」をアツチ上げたこともあって他人は、そのようには受けとめていないのを2007年に始めて気がつかされたのである。

伊波さんは「批判・非難」を内に秘めて、言葉にすることなく、表情に表すこともなく40-7・8年間友人として接していた。デモリながらさりげなく詰問したのである。

昨年秋、学苑会OB会主催による「伊波尚義追悼会」が新装なった明治大学学生会館で行われた。

豊浦清さんをはじめ同志の皆さんと同席できたこと、重ねてお礼を申し述べたい。

やさしく、温かい人、芯の強いそれ故に包容力のある人、伊波尚義。

何を偲び、何を継承するのか。

彼の抵抗の精神に学びあらゆる虐げられた人々と連帯し共に行動する。

あの若き日に誓い連帯した思い、情熱をたやさない事

伊波尚義の魂よ永遠なれ!

2010年1月25日

野田紀泰を追悼

昨、「国労団結まつり」(10月)野田紀泰の急死(10月16日)を知る。

野田紀泰は、分割民営化によ

る不当解雇1047名の1人としてその最先頭で闘ってきた。今、まさに解決に向けて一歩も二歩も前進しようとするときの急逝はなんとしてもおしまれる。

1997・8年「労働運動研究会」に出席していただいた。そして、国鉄労働組合運動と国鉄の分割民営化のその後について講演していただく機会を得た。この学習会を縁に沼津はもとより静岡県内の労働者の市民運動について教えを乞うことになったのである。

また、その晩年は行政書士として非正規労働派遣労働問題、契約社員の突然の契約打ち切問題など幅広く労働問題に取り組み労働相談に応じているのである。

私は野田さんと直に議論したことはない。『国鉄新聞』静岡地本ニュースなどで知り得ていた。同時に、文章のやりとりと手紙の交換など、そして、友人を介した相互の活動報告などである。しかし、私は、「解雇撤回・JR復帰」の政治解決を要求するものである。

中曾根康弘発言「国労つぶしの分割民営化」に見られるように政治的な国労所属の労働者1047名のJR不採用とは文字通り政治的であった。であれば政治・政府主導だったのであり、政府は先ずもって謝罪してしかるべきである。

政治的犠牲となつて23年、

その名譽は回復されないまま59名もの不採用労働者が亡くなられた。野田紀泰もその1人である。

何よりもこれらの人々の名譽は回復されなければならない。この上になつて、現職復帰、賃金補償、社会保障の補填(年金など)がなされなければならないであろう。

昨、11月26日、四者、四団体は「JR不採用問題の解決」に向けた集会を開催した。政府与党の民主党、国民新党、社民党と公明党、共産党も出席、政治解決に向けて尽力すると表明した。自由民主党を除く、政党のほとんどは「政治解決」を表明したことになる。

私も、先の条件が満たされるなら「政治解決」を表明したことになる。

私の知る政治勢力(セクト)の多くはこの「政治解決」に反対している。その理由、思惑はさまざまである。しかし「己の利害・思惑」で「1047名の労働権・団結権・人権」を奪つたままで良いと言ふことにはならない。

なによりも「1047名」の多くは一日も早い解決を望んでいるのだ。生命・時間には限りがあるのだ!

セクト主義を排し、「1047名」のために!

これが、野田紀泰への追悼となるであろう。

2010年1月25日

第23回 アイヌ文化と人権の集い

「アイヌとして生きるこれからをみつめて」

講師・仲津 翼氏(元アイヌレプルスメンバ、ウイシケシヨロメンバ)

1980年北海道帯広市生れ。2005年上京後、アイヌレプルスメンバとして活躍する。2009年エニセイランド(行き、マリオとの交流をとおして刺激を受け、アイヌ社会に対して、自分なりの取り組みを初めて行こうとも考えている。

日時 3月21日(日) 13時~17時(開場12時30分)

場所 亀戸文化センター6階第2会議室

資料代 1000円

主催 関東ウタリ会

今日の、アイヌ民族を取り巻く状況は年々変化しています。若き、在関東アイヌの声にぜひ耳をかたむけて下さい。1人でも多くの方の参加を希望します。

掲載責任:佐藤秋雄

2010年5月沖縄平和行進参加ツアー日程

5月14日(金)午後1時 浦添市民文化センター

5月15日(土)午後1時 高教組集會 那覇教育会館

5月16日(日) 5・15平和行進・県民集會 宜野湾コンベンションセンター

私たちは、14日午後1時から集會に間に合うように昨年同様平和ガイドを、大池功さんにお願ひする。

宿泊は、ウイクリー・マン。ハバーヒューマンション。

出発5月14日 羽田空港9時頃出発予定。帰り5月17日(月) 佐藤秋雄は宮占市に里子と会うため八重山諸島まで。

以上。昨年一緒に結んだ皆様々様、および友人の皆様、ご検討お願ひします。佐藤秋雄090・2456・9790 FAX04

二次会のおり、遠藤敏信さんに「今治市農業協同組合長に会ったか」と言われた。

つまり、今治市の市当局や農協の幹部に会ってお茶を飲んだのはなく現場を視察したであつた。10数年前、農業に賭ける熱意と社会変革・人間関係(自然と人間のあり様の再編)にける情熱に圧倒されてきた。今、また、遠藤さんたちの今治市訪問と手づくりの全国集會の成功に感銘を受けて帰京した。あ、がれの佐藤三郎さんのお話を聞けたことは一生の思い出となります。高橋保広さんを始め皆皆さまに感謝申し上げます。(2010年3月1日)

特別に印象に残ったのは、市議会議員会動草会・遠藤敏信さんたちが今治市条例の実態を見学してきたことです。隣席にいた農民の方に「官費旅行か」と言われたところ、「いや違う、自費で行ってきた」と。

感謝をこめて

茨城常陸太田大豆畑トラスト運動 佐藤秋雄